

令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議会議録

第10日（令和5年9月20日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 11人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 10人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 5番 | 山崎誠一君 |
| 6番 | 吉村政朗君 | 7番 | 作田喜秋君 |
| 8番 | 岡本詠君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 1人

4番 武政健三君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 技 幹 | 安田 文華 君 |
| 技 幹 | 大久保真穂 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 市長職務代理者 | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼 | 井上 美樹 君 |
| 副市長     |         | 会計課長   |         |
| 税務課長兼   | 谷崎 清 君  | 企画財政課長 | 横山 英幸 君 |
| 固定資産評価員 |         |        |         |

|                         |         |                      |         |
|-------------------------|---------|----------------------|---------|
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  | 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                   | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長 | 中村 浩司 君 |
| 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長               | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                 | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長                  | 酒井 満 君  | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                 | 山本 実 君  | じんけん課長               | 窪内 研介 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正玉 君 | 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長                 | 中津 恵子 君 | 生涯学習課長               | 西原 貴樹 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議、第10日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。

4番、武政健三君が所用のため欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） おはようございます。新風会、弘田 条でございます。

今回も一般質問行ってまいります。よろしくお願いいたします。

最初に、泥谷前市長にお礼を言いたいと思っております。今会議の初日にも副市長からもございましたけども、10年と3か月間、本当に市政のために一生懸命頑張っていたと思います。様々な取組をしていただいて、市民の生活に直結した、本当に素晴らしい取組をしていただいたと、本当に感謝をしているところでございます。

8月1日から復帰しまして、頑張っていたところなんですけども、また悪くなりまして8月の終わりにはもう脳に転移したということが分かって、本当に記者会見でも無念であったということも言われておりましたけども、本当に私も無念であります。

医師が公務は無理ということで辞任も決めたようですけども、本当にこれからはしっかりと治療していただいて、また元気な姿になってもらいますことを祈っているところです。泥谷さん、頑張ってもらいたいと思ってます。本当にありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。今回2点、質問をさせていただきます。

道の駅めじかの里土佐清水についてと、それから泥谷市政を振り返ってということでありませう。

最初に、和泉農林水産課長、全て聞きますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、リニューアルオープン以降の実績についてであります。

めじかの里に、この8月の終わりに行ってきました。お昼ご飯を食べようと思ひまして行きましたけども、駐車場はほとんど満車で多くの皆さんが訪れてくれていました。食堂に行って御飯を食べようと思ひたんですけども満員でして、食べるのには30分ぐらいかかると思ひましてもう食堂で食べるのは諦めまして、売店コーナーに行きました。そこで弁当を買ったんですけども、おいしそうなお寿司があつて、これを買ったんですけども、この弁当が下川口家が作った弁当ということで、なかなか地元でも連携して取組をしてるといふことも感じて、もう家に帰つておいしい寿司をいただいたわけですね。本当ににぎわつてるなと感じたところで、なかなか道の駅、今、いいなと思つて帰つてきたところなんですけども。

最初の質問は、まず初めにリニューアルオープン以降の実績について、農林水産課長にお聞きするところですね。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

御質問の来場者数と売上金額の実績を月ごとにお答えさせていただきます。

道の駅内の地場産品販売施設は、今年4月26日にプレオープン、ゴールデンウィーク初日の今年4月29日に、グランドオープンしましたので、4月は26、29、30日と、3日間の実績になりますので、ご了承ください。

オープンしました4月、3日間の利用者は、概数でお答えさせていただきます。約1,700人、売上額は約250万円、このうち直販部、直販部は、シーマート土佐清水といひまして、利用者数は、約1,200人、売上額は、約200万円。飲食部、飲食部は、ミサキキッチンといひまして、利用者数は、477人、売上額は、52万円余りでした。

5月の利用者は、約1万8,000人、売上額は、約1,700万円。直販部の利用者数は、

約1万4,000人、売上額は、約1,300万円。飲食部の利用者数は、約3,900人、売上額は、約450万円でした。

6月の利用者数は、約9,200人、売上額は、約730万円。直販部の利用者数は、約7,600人、売上額は、約550万円。飲食部の利用者数は、約1,600人、売上額は、約180万円でした。

7月の利用者数は、約1万2,000人、売上額は、約1,100万円。直販部の利用者数は、約9,100人、売上額は、約780万円。飲食部の利用者数は、約2,600人、売上額は、約290万円でした。

8月の利用者数は、約1万7,000人、売上額は、約1,700万円。直販部の利用者数は、約1万2,000人、売上額は、約1,200万円。飲食部の利用者数は、約4,600人、売上額は、約500万円でした。

オープンした今年4月から8月末までの5か月間の利用者数は、約5万8,000人、売上額は、約5,500万円で、直販部の利用者数は、約4万5,000人、売上額は、約4,000万円。飲食部の利用者数は、約1万3,000人、売上額は、約1,500万円でした。

4月は、26、29、30日の3日間の営業でしたので、5月から8月までの4か月間の平均で試算しますと1か月当たり利用者数は、約1万4,000人、売上額は、約1,300万円となります。

過去、最も多かった令和3年度の実績では、1年間の利用者数、約7万2,000人、年間の売上額は、約5,000万円でしたので、今年8月までの実績、実質4か月間で、既に売上額は上回っていますし、利用者数も、5月から8月の実績から想定しますと、これを大きく上回ると期待しているところです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 農林水産課長、ありがとうございました。

すごい売上額もあって、私もよく斧積ですからよく前も通りますけど、結構利用者もおるといことで、大変うれしく思っていますんで、またこのまま順調に業者も増えていただくことを願っているところであります。

次に2点目でございます。地元の利用者の増加に向けた取組についてであります。

先ほどは、たくさんの利用者が来てくれたと言いましたけども、地元の人がほとんどいなかったように思います。地元の皆さんが支える、そして道の駅に地元の皆さんが多くみられることを望んでいますが、この件について農林水産課長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

オープン来、様々な声が本課にも届いておりまして、その都度、運営者にお伝えして、必要に応じて協議してまいりました。

本課に寄せられた主な内容は、飲食について「料金設定が高い、注文から届くまでが遅い」などでした。このようなことから、飲食部のミサキキッチンでは、多様なニーズに取り組み、地元客も利用しやすいように、7月下旬から平日限定で手頃価格の日替わりランチを開始しております。

また、スタッフも業務に慣れ、徐々に円滑になっていると地場産品販売施設の指定管理者である株式会社サクセスからお聞きしております。以降の答弁において、地場産品販売施設の指定管理者をサクセスと発言させていただきますので、ご了承願います。

このミサキキッチンで食事していただいた方には、直販部で軽食を販売している、SAOD ABUSHI Cafeのソフトクリームの割引券を配付しており、直販部シーマート土佐清水では、毎月20日を「めじかの日」として、めじかカードで支払いしてくれた方には、鮮魚を30%OFFで販売するなど、試行錯誤しながら改善に努めていると、サクセスからお聞きしております。

また、地元産の野菜などの出店が少ないとの声もあることから、生産者のさらなる開拓にも取り組んでいるとのことで、多くの地元住民に関わっていただき、利用してもらえるよう、努力されております。本課としましても、地域全体が盛り上がっていけるようにバックアップしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） オープンからいろいろとお値下げをしたりとか、いろんな市民の声を聞かれたり、新たなメニューもつくったりとか努力もしていることが分かりました。また、今からもいろいろとやっていくうちに職員も慣れてきて、料理が出る時間が早くなったりとか、そういったことも含めてますます頑張ってもらいたいと思っておりますし、特に私が思ったのは、よその道の駅ではやっぱり野菜とか魚がよくあって、そこに地元の人が集まるというのが、例えば大月の道の駅なんかはそういった事例だと思っておりますけども、なかなか野菜も集まりにくいかもしれませんけども、ぜひそういったことにも、地元の皆さんも協力して、一番最初に言いましたけども、地元が支える道の駅になるような、そういったこともぜひお願いをしたいと

思っているところであります。

次に3点目に、新土佐清水市地場産品販売施設連携協議会についてお聞きいたします。

この協議会につきまして、リニューアルオープンの以前から各関係者が集まって協議していたとお聞きしております。この協議会の活動について農林水産課長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

竜串地区の再開発が進む中、スノーピーク土佐清水キャンプフィールド、竜串ビジターセンターうみのわ、足摺海洋館SATOUMIなどの施設が整備され、本市に訪れる観光客が増える一方で、食を求める声が少ないことから、多くの方に本市の食を提供するために道の駅内の地場産品販売施設をリニューアルしました。

御質問の地場産品販売施設連携協議会は、この道の駅と関係機関、例えばスノーピーク土佐清水や足摺海洋館SATOUMIなどの連携や情報共有により、本市の産業振興及び観光振興の活性化に資することを目的に、市と指定管理者はもとより、様々な立場からの御意見や御要望をいただけるよう、観光協会や商工会議所、清水高校、大敷組合、三崎地区の区長会長などを構成員として、令和3年8月に設立しております。

これまでの活動としましては、令和3年度は、各関係機関から意見聴取を行い施設の設計に生かしました。また、昨年、令和4年度には、事業の進捗状況の共有や各関係機関との連携したイベントについての情報交換を行いまして、今年度は、オープン後、これまでの施設の運営状況の報告と、よりよい施設運営のための意見交換、また、今後の関係機関との連携について協議しまして、10月15日、日曜日に道の駅のイベント「土佐の豊穰祭」の開催を決定したところです。

この協議会には、本市の観光の核となるスノーピーク土佐清水、足摺海洋館SATOUMI、土佐清水ジオパークの代表者も構成員になっていることもあり、より多くの観光客の集客に向けて、竜串地区の観光施設が一丸となり、連携したイベントの開催や特典などを展開するよう検討しておるところです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） ありがとうございます。

この協議会が機能していろんな連携ができて、それでまた利用者も増えてくると。それがまたほかの施設にもいい影響を与えるというようなことにもつながっていけばというふうに考え

ておりますので、またこの協議会の活性化にも期待をしているところですので、よろしく願いしたいと思います。

今、課長からイベントの話も10月15日、日曜日に予定されてるという話もあったんですけども、次の質問が今後予定してるイベントについてということで、ほかにもあるかもしれませんので、この件について農林水産課長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

今後の予定としましては、「食のバザール土佐の豊穰祭 in 土佐清水」を10月15日に開催します。また、11月にサイクロゲイニング、これは、地図にしるされた場所を自転車で周遊しながら、写真を撮ったり、ミッションをクリアすると賞品をゲットできるサイクリングゲームです。12月にクリスマスイベント、来年年明けも宗田節をテーマとしたイベントなどを毎月開催するよう計画しており、地元の方にもイベントに関わっていただき、一緒に道の駅を盛り上げていきたいとお聞きしております。

このほかにもサクセスは、本市のほかにも鳥取県日南町の道の駅「にちなん日野川の郷」、島根県大田市の道の駅「ごいせ仁摩」、香川県三豊市の道の駅「ふれあいパークみの」と3か所の道の駅を運営していることから、例えば鳥取県日南町フェアとして、本市の道の駅で開催できないか、このようなことも検討したいと思っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） いろいろとイベントもあるということとか、それからサクセスが運営してるほかのところとも連携して、またそのフェアということなども検討あるようですけども、よそからもいろんな珍しいものが来たり、そういったことでお客さんが集まったりとか、大月の道の駅でもそういったことらもよくやっておると。そのときによくお客さん来たりとかいうことも見かけますので、ぜひそういったことも活性化をお願いをしたいと思っております。

次に5点目の指定管理者が、サクセスですね、運営しているほかの県の3施設についても連携も大いに期待、今もありましたけども、この件について農林水産課長にお聞きするところでございます。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

先ほど答弁にありました鳥取県日南町とは、サクセスが日南町の道の駅を運営していることが縁で、今年1月10日に日南町長、ほか4人が本市に来訪され、道の駅を通しての自治体間の交流と連携について懇談したことがきっかけになり、4月22日、副市長と農林水産課職員で、日南町を訪問。道の駅「にちなん日野川の郷」7周年記念イベントに参加させていただき、交流を図ってまいりました。

このようなことから、4月29日の地場産品販売施設のリニューアルオープンには、日南町長をはじめ職員の方、事業者の方にも参加していただきまして、町長からは、御祝辞をいただくとともに、町長による特産品のトップセールスなどでイベントを盛り上げていただきました。

さらに、10月29日に日南町の道の駅で、食のバザールというイベントの案内をいただきまして、再び、土佐清水市のPRを兼ねて、参加することとしております。

サクセスを通じて交流が始まったことから、今後におきましても、産業振興などの情報共有や、地域の魅力発信を通して、相互の道の駅がますます発展するよう、協力しながら交流を深めてまいりたいと考えておりますし、さらに、サクセスが運営する島根県大田市、香川県三豊市の道の駅との連携も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 課長、ありがとうございます。

最後に、今後の展望についてでございますけども、今の課長のいろんな説明を聞いて、非常に今後また頑張ってもらえると思っておりますし、それから地元の皆さんが多く利用する施設であったり、イベントの開催、サクセスが運営する施設の連携など、今後大いに期待をしていきたいと思っております。最後に今後の展開につきまして、農林水産課長にお聞きするところです。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

サクセスは「道の駅の運営を中心に、目に見える形の地域貢献を果たす。」という理念の下、中四国で10店舗の運営を目指しており、平成30年4月から鳥取県日南町、平成31年4月に香川県三豊市、令和4年1月から島根県大田市、そして、今年4月から土佐清水市と精力的に道の駅の開拓を進めております。

先ほどの答弁に出ました、鳥取県日南町の道の駅のイベントに参加した帰りに、香川県三豊

市の道の駅「ふれあいパークみの」を視察しました。施設は、老朽化が進む古いものでありましたが、管理がしっかりとされていて、多くの家族連れが利用していました。また、学校の授業や地元サークルを誘致するなど、民間の柔軟な発想によって、施設を有効に利用しており、良好な運営がなされていました。

このように地域貢献を会社の理念として、また、民間の柔軟な発想及び実績をもって運営する株式会社サクセスには、大いに期待しているところでございます。

活気のある道の駅には、地域の方が積極的に関わっていくことが重要でありますので、市としましても、農林水産物の生産者や、地元利用者にとって愛される道の駅を目指して、一緒になってよい方向に発展するよう貢献していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 課長、ありがとうございました。

課長のおっしゃるとおりです。ほんまに、これからもすごくいい運営ができるように、私も地元の議員ですので、道の駅、しっかりPRしながら皆さんが利用できるような形で日々努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも農林水産課長、よろしく願いいたします。農林水産課長、ありがとうございました。

次に、質問に移りたいと思いますが、泥谷市政を振り返ってというところでございます。

泥谷市政を振り返りますと、様々な取組や成果を残したと大きな評価をしているところです。その中でも、特に次の4点について泥谷市政を振り返りたいと思っておりますので、それぞれの課長よろしくお願ひしたいと思いますが、生涯学習課長、総務課長、観光商工課長、また最後に農林水産課長にお聞きしてまいりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

1点目の、総合型地域スポーツクラブについてであります。

泥谷前市長は、市職員のとときに担当者としても取り組みました。よさこい高知国体前から、クラブマネジャー研修の参加や、県外への先進地視察などで研修を行いまして、土佐清水市に総合型地域スポーツクラブを立ち上げるために大変尽力されました。市長になってからも様々な社会体育に対しての取組も行ってきたところでございますが、この件について生涯学習課長にお聞きするところです。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

弘田議員が一番御存じとは思いますが、市民体育館が平成10年度、平成11年度の2か年で建設され、平成13年度よさこい高知国体なぎなた競技リハーサル大会、平成14年度よさこい高知国体なぎなた競技会が開催され、少年女子演技競技では、地元の竹葉・池田チームが優勝し、大いに盛り上がりました。

よさこい高知国体が終わる前から、当時の担当者である泥谷市長が中心となり、体育指導員であった弘田議員とともに、総合型地域スポーツクラブの立ち上げに向けて、クラブマネジャーの研修や県外の先進地視察に参加し準備を進め、平成16年度に総合型地域スポーツクラブスクラムの立ち上げに尽力されたと聞いております。

その後、スクラムが平成17年度から3年間、平成20年度から3年間、平成23年度から5年間、平成28年度から5年間、令和3年度から5年間継続して土佐清水市社会体育施設の指定管理者として業務を行っております。活力あるまちづくりに寄与することを目的とし、地域住民を対象に、スポーツ・文化活動の振興を図り、青少年の健全育成と、一般から高齢者の健康増進につながる活動に取り組み、市民の生涯スポーツや競技スポーツの拠点として、市民体育館を中心とした社会体育施設の管理業務を行い、市民一人一人が心豊かなスポーツライフを過ごせるように努めています。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、以前は1,000名を超えていた会員が、令和4年度末には、一般212名、ジュニア197名、高校生7名、シニア341名、賛助会員31名、合計788名となっております。これは県内でも南国市に次いで会員数は第2位となっております。

少子高齢化が進む中で、会員は減少しているものの、この会員を有するスクラムの活動は、県下でも大きく評価されているところです。

管理運営を任されている社会体育施設については、老朽化が進んでおり、今後の補修・修繕が課題となることを見込まれますが、このような中、スクラムは社会体育施設の指定管理者として全施設の定期的な点検を確実に実施し、利用者の方々に安心して使用していただけるよう、細心の注意を払っております。

令和4年度には、市民体育館の屋根の老朽化に伴い、土佐清水総合公園体育館屋根改修工事を行い、工事費は約2億1,300万円でありました。

また、ソフト面では、スポーツの活動では避けて通ることのできない日々利用者のケガなどにも迅速な対応を心がけております。熱中症対策として、事務室には冷凍冷蔵庫を設置し、利用者が自由に保冷剤・アイシング等を常時使用できるようにしております。万一の事態に備え、毎年、AEDの使用を含めた救命救急講習会をスクラム会員とともに事務局職員全員が受講しております。最後に、スクラム会員が自ら運営を支え、健康づくりをはじめ、素晴らしい取組

を行っていることに感謝しております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 西原課長、ありがとうございました。

本当に総合型スポーツクラブ、約20年ぐらいたちまして、最初に新谷議員も事務局してくれてましたけども、その頃に1,000人も超したというような記事も出ておって、本当に盛り上がったところでして、今でも700人を超しているということで。県下のスポーツクラブの中でも、本当にトップクラス、そして評価を受けるスポーツクラブと思っておりますし、そういうふうに運営のほうも考え方も最初からそういうふうにクラブの運営していくということで、最初からそうきたのがよかったというふうに思っているところであります。

一番いいのは、ほんまにスクラムに入っている人が、本当に自分とこの支えるクラブやというような、みんなが支えるクラブということがよく感じられておりますから。こういったクラブやればやっぱりちゃんとした運営もできているということでもありますので、ぜひこれからも評価された総合型地域スポーツクラブが続いていきますようお願いするところでありますので、西原課長、どうもありがとうございました。

次に、2点目の土佐清水市情報通信基盤整備事業についての質問であります。

泥谷前市長の公約の中にも挙げられていました、光ファイバー回線整備事業が計画どおり終了しまして、土佐清水市における超高速ブロードバンドサービスが始まり、早いもので数年たちました。これにも大変感謝をしているところであります。この整備事業の概要や、地域の加入の状況、未整備地区への対応、回線がどのように有効に利用されているか、分かる範囲で結構ですので答弁をお願いいたします。総務課長、よろしく願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

まず、光ファイバー回線整備の概要から申し上げます。

市内の光ファイバー回線による高速ブロードバンドサービスは、もともとは市街地及び三崎地域で、平成23年にNTT西日本により民設・民営により整備されておりました。しかし、それ以外の地域は未整備であったため、大容量の通信には時間を要し、安定性を欠くなど情報通信のインフラとして非常に課題を抱えており、市内間に情報通信における地域差が生じておりました。

そのため、平成30年度から第1期から第4期に分けて、市内の各地区別の整備を公設・民

営方式で、整備事業者はNTT西日本を選定し進めてまいりました。

まず第1期として、平成30年10月から令和元年11月にかけて下ノ加江地区。第2期として、令和元年6月から令和2年10月にかけて以布利・中浜地区。第3期と第4期として、令和3年2月から令和4年2月にかけて窪津・足摺岬・下川口・貝ノ川の整備を実施し、事業は全て完了しております。

次に、光ファイバー回線の加入状況について申し上げます。

市内の光ファイバー回線の加入状況ということですので、光ファイバー回線の加入者数でお答えさせていただきます。なお、光ファイバー回線の整備をNTTの通信局舎を起点として行っている都合上、局舎エリアごとの回答とさせていただくことをあらかじめご了承ください。また集計は今年6月時点のものとなっております。

まず、土佐清水局舎、対象世帯数3,013に対し、加入者数1,399人で世帯カバー率46.4%。次に竜串局舎、対象世帯数705に対し、加入者数281人で世帯カバー率39.9%。次に下ノ加江局舎、対象世帯数754に対し、加入者数216人で世帯カバー率28.6%。次に以布利局舎、対象世帯数539に対し、加入者数144人で世帯カバー率26.7%。次に中浜局舎、対象世帯数372に対し、加入者数93人で世帯カバー率25%。次に窪津局舎、対象世帯数331に対し、加入者数81人で世帯カバー率24.5%。次に足摺岬局舎、対象世帯数501に対し、加入者数144人で世帯カバー率28.7%。次に下川口局舎、対象世帯数386に対し、加入者数80人で世帯カバー率20.7%。最後に貝ノ川局舎、対象世帯数129に対し、加入者数36人で世帯カバー率27.9%。市内全域での集計は、対象世帯数6,926に対し、加入者数2,474人で世帯カバー率35.7%となっております。

次に未整備地区への対応についてお答えいたします。

本市における光ファイバー回線整備計画は、もともとNTT西日本が保有している市内の7か所、下ノ加江、以布利、窪津、足摺岬、中浜、下川口、貝ノ川の通信局舎を起点として、光回線を延長して整備することとしておりました。

平成23年度に市街地及び三崎地域で、NTT西日本により民設・民営により整備されておりましたことは先程申し上げましたとおりですが、それ以外の地域は民設・民営では不採算の見込みであったため、民間が自前で整備することは期待できなかったため、公設・民営にて整備することに至りました。

整備の際は、局舎から回線を接続しながら整備を行いますが、接続箇所が増えれば増えるほど、通信品質、これは通信速度や安定性でございますが、が低下するため、回線の延長はNTT西日本が提供する光通信サービスの品質を維持できる範囲までを限度としており、NTT西

日本の測定の結果、市内では下ノ加江地区の立石、清水地区の横道、三崎地区の斧積・上野・下益野の一部、下川口地区の坂井・有永・珠々玉・木ノ川の計9地区は、光回線の品質が保証できないと判断されたため、残念ながら光回線の整備を断念せざるを得ませんでした。

このような経緯で、未整備地区が現存することとなりましたが、未整備地区への対応として、情報通信機器等導入補助金の制度を設けており、携帯電話の通信回線を利用したモバイルWi-Fiルーター等の機器を購入する場合に上限額7万円までの補助を行っております。

補助実績として、令和2年度2件、12万6,104円。令和3年度3件、11万4,840円。令和4年度7件、33万8,000円。令和5年度は既に4件、21万3,000円の補助を行っており、当初予算計上分を執行したため、本会議において補正予算計上をさせていただいたところでございます。

また、機器についても衛星通信を利用した新たなタイプのものも補助対象とするなど、拡充を図り、未整備地区の方への対応を行っております。

最後に、光ファイバー回線の活用状況等について申し上げます。

市として、光ファイバー回線に加入した方々が、具体的にどのような活用をなされているのか個別には確認できているものはなく、統計的なデータ等はございません。恐らくではございますが、NTTのホームページに掲載されている家庭用の光回線は、個人もしくはWi-Fiを利用した数人程度が接続し、インターネットでのウェブサイトや動画閲覧、メールやSNSなどの利用がメインの用途だと思われます。

また、ここ数年間の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワーク、教育現場における遠隔教育等における活用がより一層進んだものと考えております。

観光や宿泊施設等においてもWi-Fi環境の整備により、観光やビジネス需要にも活用されているものと思われます。なお、今後は医療現場での遠隔診療等での利活用も期待されるところでございます。

最近の具体的な事例としては、貝ノ川地区に首都圏からテレワーク移住をされた御夫妻がおられるとお聞きしております。これも光ファイバー回線の整備がなされていなければ、実現しなかった事例であり、光ファイバー回線整備は、本市に住まわれる方のみならず、訪れる方々や移住をされる方々にとっても、必要不可欠なインフラの1つとなっているものと考えており、事業効果は十分なものと認識しております。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 総務課長、ありがとうございました。

最後のほうでは、貝ノ川地区に首都圏からテレワークをするために移住もあったということで。ですから、今は本当に都会にいらなくても清水に来て仕事もできるという時代になってまして、ですからまた今、この整備ができたということで、よそからのそういったIターンの人の受入れとかそういったことでこっちに来てもらうということにもつながっているということも今の話にも具体例でありましたし、それから光ファイバーが出てくる前は、例えば学校においても、例えば画像がデータで転送できなかつたり、それから高知県の教育委員会に旅費を切るためにメールが届かなかつたり、そんなこともありました。

それと、コロナのときにはオンラインで授業したいということもあったんですけど、それもちょっとある学校によってはそれもできないと。ですから早く、光ファイバー整備してくださいという学校からの要望らもあって、そういったこともある中で、予定より早く整備もできたということで、学校現場でも大変よかったなと思っております。

最後には、三崎地区にあれば、益野であったり、斧積、上野についても届かないということもあったんですけど、ちゃんと補助もしていただいて、補助も7万円出るということですから、実は私もその補助も利用させていただきました。そういった補助もしていただいて、そして今の世の中本当にインターネットがないといけないというようなことにもなっていると思いますので、こういったインフラ整備ができて大変よかったと思っておりますので、本当にこの光ファイバーの事業はよかったと思っているところです。総務課長、どうもありがとうございました。

次に、観光商工課長にお聞きをしているところです。

地域電子通貨「めじか」についてであります。

この地域電子通貨「めじか」は大変よかったと思っているところであります。給付金も多く出ましたし、それとチャージしてまた、しかもポイントもつくということで、それはしかも市内しか買い物できないということで、市内のお店の消費拡大にもつながったと思っております、なかなかいいシステムだと思っているところであります。本当にこの「めじか」が始まってから、かなりの多くの金額の、多額の金額になったと思っているところでありますが、このことについて観光商工課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） 地域電子通貨「めじか」につきまして、これまでの取組や実績、その成果についてお答えをいたします。

地域電子通貨「めじか」につきましては、本市経済の活性化を目的として「地域の新しいお金 地域のお金は地域で消費をする」このことを掲げまして、令和2年度に導入し、今年度で4年目となります。

導入のきっかけは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて滞った市内の経済活性化対策と、非接触型の決済による感染防止対策の必要性から、紙媒体ではなく電子通貨の導入を決定したものであり、令和2年10月1日に、全市民を対象にしました協力店舗で利用できる1万円分の電子通貨「めじか」の配付を行いました。

全市民を対象とした電子通貨の配付は、四国初の試みでございました。また、同年11月には、対象店舗でチャージをすると、チャージ額の5%をプレミアムポイントとして付与しますキャンペーンを開始し「めじか」の定着に向けた取組をスタートさせたところです。

本市は、株式会社トラストバンクが開発をしました地域通貨運用サービス「Chicca（チーカ）」を活用しております。本市が導入をした令和2年度当時、この「チーカ」を活用する自治体は、全国で10か所程度でございましたが、この3年間で40団体にまで増え、他社のサービスを導入する自治体もございますので、今では恐らく数百を超える自治体で導入されているかと思えます。

このように全国的に地域電子通貨の導入は進んでおりますが、先ほど申しましたとおり、四国初の先進的な取組であったことから、本市は、モデル地域として視察を受け入れてまいりました。県外では、香川県琴平町、徳島県美馬市。県内では、室戸市、須崎市、越知町、黒潮町などを受け入れ、他地域の経済対策の一助として貢献できたのではないかと自負するところでもございます。

次に、実績、成果について、お答えをします。

まず「めじか」の利用総額について、導入から昨年、令和4年度までの3年間の合計額は、16億6,600万円です。今年度も順調に利用されておまして、最新のデータで申しますと、今年度の利用額は、2億9,000万円、累計で約20億円もの金額となりました。市民の皆様が「めじか」を使って、市内で消費をいただいた金額というふうになります。

1年目の利用額が約3億円、2年目が約6億円、3年目が約7億7,000万円と増加傾向にございまして、今年度も前年度比105%の伸び率で進捗をしており、確実に「めじか」による消費拡大が進んでいると捉えているところでございます。

また、チャージ額の令和4年度までの合計は、9億6,800万円です。今年度8月末までのチャージ額は、2億4,200万円、前年同期比約160%という状況です。チャージとは、利用者自らが現金を入金し、「めじか」に替えて消費することになりますので、チャージ額が増えているということは、新しい地域のお金として普及が進み、着々と「めじか」が定着につながっているものと言えます。

また、従来の紙のプレミアム商品券などによる経済対策と比べ、印刷や郵送、回収、精算などの作業のコストが省け、リアルタイムな利用状況の把握や、デジタル上での入金管理ができ

るため、本市担当職員と事業者の間では、事務処理が格段に軽減をされました。これらは、利用額やチャージ額といった、可視化しやすい指標や成果ではございませんが、効率的な運営を図る上で、相当な効果があったというふうに評価をしているところです。

最近では、事業者自らの創意工夫の下、「めじか」を活用した販売促進の取組が行われております。例えば、毎月定期的に行う「めじか」限定の割引サービスなどがございますが、これらは、行政の負担や支援を求めるものではなく、事業者の主体性であり、これからは、こういった展開をもっと広げていき「めじか」を使うメリットを拡充させていきたいというふうに考えております。

これまでの3年間は、新たな取組であった「めじか」の認知、普及、そして、定着を目指す期間でございましたが、次のステップとしては、事業者と一体となって「めじか」の魅力向上を図り、地域のなくてはならない必要なお金として、発展に努めてまいります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 酒井課長、ありがとうございました。

観光商工課の担当者にちょっと話を聞いてみました。ちょうど8月がチャージしたらポイントが5%ということで、8月だけでも5,000万チャージがあったということで、それすごいですねというようなことを感じましたし、今の酒井課長の説明ですと、トータルすれば今までの累計で20億を超したということで、これはすごいことだというふうに思っています。

僕の知り合いでもこの間8月に10万円でチャージしまして、ほんで5%ついて5,000円もうけたみたいな、そういうとかいって大変喜んでおりました。その利用者の人も大変喜んでおりますし、それでもうけた、もうけたと思って。それで、しかもそれを市内しか使えんということで、市内のお店の人も喜んでいるということで、大変すごくいい取組だと思っております。

またいろいろ新たな取組を含めましてまたこれも、この「めじか」がますます利用されるように願いまして、いってもらえたらと思っています。酒井課長、ありがとうございました。

最後にまた和泉課長、2回目すみませんね、またよろしくお願いします。

最後にメジカ産業再生プロジェクト事業についてでありますけども、メジカ産業再生プロジェクトでも浦尻に大型冷蔵庫の施設など、3施設が建設されまして、メジカ節を中心にしたメジカ産業に必要な施設の整備はできました。この件について、農林水産課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

メジカ産業再生プロジェクトは、本市の基幹産業であるメジカ加工業を核に漁業者から飲食・観光を含めた、川上から川下に至る各種産業が連携して、衰退する地場産業の復興と新たな雇用の創出、交流人口の拡大を目指したプロジェクトで、今から7年前の平成28年度から市と第三セクター、当時の加工組合が計画して、翌、平成29年度からは漁協、商工会議所や観光協会なども加わっていただき協働して進めてまいりました。

ハード事業では、宗田節を中心としたメジカ産業の復興には、必ず必要となる3つの施設を整備しました。平成30年度に冷凍保管施設を整備。これは、保管施設がないため、盛漁期に獲れるにもかかわらず自主的に漁獲規制してきたメジカを、規制することなく漁獲できるようにしたもので、漁業経営の安定と加工原魚の安定確保に寄与するものです。

令和2年度には、残渣加工施設を建設。これは、宗田節を作る際に発生する骨や内臓、いわゆる残渣を魚粉に加工する施設で、これまでの加工組合の施設老朽化に伴い、市が再整備したものです。現状の宗田節の生産量を考慮した施設規模と、以前は畑の肥料に加工していたものを、養魚や家畜の餌に使用できる品質、飼料用にすることで高額で取引できるようになっています。

令和3年度には、このプロジェクトで計画した3つ目の施設、共同加工施設を整備しました。この施設は、近い将来の働き手対策として整備したものです。現在、節納屋の働き手の約半数が70歳以上で、今後、5年、10年後の働き手不足に対応した施設であります。この施設では、メジカを煮て、骨や内臓と身に取り分ける、いわゆる前処理をする施設になります。

この3施設の整備に当たっては、事業費や立地等々の問題や課題もありましたが、地区をはじめ多くの関係者の御協力により、計画した期間内に整備することができました。

また、ソフト事業としましては、宗田節のブランド化、販路促進事業としまして、宗田節から生まれた伝統食を未来につなぐ新商品スープブロスを開発するとともに、その販路開拓にも積極的に進めてきたところでありまして、生産出荷量も年々増えております。

このほかにも、平成25年から休止していた宗田節産地入札会を5年ぶりに開催。全国から21業者に集まっていただきました。また、節納屋の女将を中心に構成した実行委員会による第1回宗田節まつりを同時開催しまして、国会議員、県議会議員、日本鯉節協会などの多くの知名人にも参加していただき、盛大に開催することができました。なお、今年も12月2日に5回目の宗田節まつりを、第40回土佐清水市産業祭と同時開催する予定になっておりますので、また宗田節のPR活動も継続して行います。

このようにメジカを核にして、官民、各種産業が協力し合い様々な取組を進めてきました。メジカ産業再生プロジェクトの目指す目標達成までは、道半ばではございますが、本市の宗田

節を中心としたメジカ産業の復興から、本市の経済の活性化、かつてのにぎわいある土佐清水市を取り戻すべく、本課としましても産業振興に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 和泉課長、ありがとうございました。

この泥谷市政を振り返ってということで、4つ取り上げてまいりましたが、本当にこの成果であり、効果であり、大変評価をしているところで感謝をしているところであります。本当にこういった取組は市民の生活に直結したり、いろいろ役に立ちよるといってもありますので、本当によかったと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 会派、市民のこえの前田晃です。

多分、時間が足りなくなるとお思いますので、早速通告にしたがいまして2点の質問をさせていただきます。

まず、1つ目はさきの3月会議で取り上げて時間切れになってしまいました会計年度任用職員制度についての質問であります。

この制度は、公務現場で働く非正規職員の処遇改善を目的に3年前に導入されたもので、今年で4年目ということになります。この間、一定の処遇改善は図られたものの、相変わらずの正規職員との間には賃金などで大きな格差があり、根本的な問題の解決には至ってはおられません。

3月会議でも触れましたけれども、高知新聞1月27日付の新聞に「自治体は処遇改善を探れ」という見出しで、会計年度任用職員の労働条件の改善を訴える論説が掲載をされました。そこでは、全国の自治体には不安定な雇用形態の会計年度任用職員が約62万人いること、給料は正規職員より低く、多くは年収が200万円以下のワーキングプアにあること、そして女性が8割を占めているといった実態を指摘をしておりました。

3月会議では、本市の会計年度任用職員の数的な状況について答弁をいただきましたけれども、年度が替わり、職員数も変わっていると思いますので、直近の状況について再度総務課長にお尋ねをしたいと思います。

本市の全職員数と、そのうち正規職員数及び会計年度任用職員数、そしてその割合、また、会計年度任用職員数のうちフルタイムとパートタイムの職員数、そしてそのうち、会計年度任用職員数のうち、女性の職員数、そしてその割合についてお伺いをしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

本市の職員数は、令和5年9月1日現在で441人、うち正職員数が284人、会計年度任用職員数が157人となっております。また、会計年度任用職員については、内訳としてフルタイム会計年度任用職員が34人、パートタイム会計年度任用職員が123人であり、うち、女性職員数は132人となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 9月1日現在で直近の一番新しい数字ですけれども、全職員数が441人、そのうち正規職員が284人、会計年度が157人、そしてフルタイム34人、パートが123人、それから女性の数が132人ということでありました。割合についてはちょっと報告なかったんですけれども、事前に数字をいただいていたので、ちょっと計算もさせてもらいました。

本市におきましては、全職員に占める会計年度任用職員の割合が35.6%、およそ4割。それから会計年度任用職員のうち女性の割合が約84%ですね。8割を超えているという状況です。この状況は全国的な状況とほぼ同じということであります。それからちょっと正規職員数ですけれども、3月にお尋ねしたときには271名ということで、今回が284名ということになってまして、プラス13名正規職員が増えてると、3月の末から言えばですね。そういったこともちょっとこれを見ながら感じたところでありました。これは努力の跡になるのかなというようなことも感じました。

それでは、次に本市の会計年度任用職員の労働条件、処遇についてお伺いをしたいと思いますけれども、賃金につきましては、3月会議で既に答弁をいたしておりますので、それを基に質問をさせていただきたいと思います。

市の職員ですけれども、一般職、保育職、介護職、職種によって平均給与が違いますので、もう分かりやすく一般職で比較をしていきたいと思います。3月会議の答弁では、本市の正規職員の年平均給与額が544万8,000円、およそ545万円ということでした。正規職員と同じフルタイム、7時間45分で働いています会計年度任用職員が、年平均給与額が215万4,000円。約215万円ということでした。これ、比べてみますと正規職員の給与が会計年度任用職員の給与の約2.5倍。賃金格差はおよそ330万円、会計年度任用職員の給与は正規職員の半分以下の4割程度ということが本市の実態であるということになります。

これ、フルタイムでこれだけの格差ですので、働く時間が7時間45分よりも短いパートタイムでは、その格差はさらに広がるものと思われまます。同じ時間数、同じ仕事をしていながらこの2倍以上の賃金格差は明らかに同一労働、同一賃金に反しているというわけですけれども、この3月会議でも副市長は正職員と全く同等の職責や、業務範囲を担う位置づけで任用を行っているわけではなく、処遇面で一定の差異が生じることはやむを得ないと、これ3年前も同じ答弁をされましたけれども、相変わらず格差は当然との答弁を繰り返しております。

しかし、任用の位置づけは異なっても、実際の現場では非正規だからといって正規職員と異なる仕事をしているわけではありませんよね。副市長もそのことは十分承知していながら答弁をされているのだらうというふうに思いますけれども。一般職はもちろん、とりわけ保育職や介護職の仕事においては、正規と非正規で担う業務範囲や責任が異なるということなどはあり得ないと思います。任用の位置づけがどうあれ、現場では正規職も、非正規職員もそれぞれが責任を持って仕事をしておりまして、賃金に格差があつて当たり前ということにはならないというふうに思います。

本市では、職員の賃金などの労働条件は、国の人事院勧告に基づいて対応していると。これ打合せのときにそういう話がありましたが、そのようですけれども、この9月会議には会計年度任用職員の給料表に国の人勧を4月に遡って反映させるという条例改正案が提案をされております。この改正案については、今年是人勧の反映で年10万円程度でしたか、賃上げになるということのようで、一定の評価はできるわけですけれども、それでもこの2倍以上の賃金格差の解消には及ばず、抜本的な解決にはなっていないというふうに思います。

そもそも会計年度任用職員の給料表には、昇給の上限が設けられておりまして、一般職の場合は3年、保育職は4年、それから介護職は5年で給料表の上限に行き着いて、それ以降は昇給が頭打ちとなっています。同一労働、同一賃金、格差是正のために、この給料表の上限規制を取り払って、正規職員と同じように頭打ちがなく昇給できるシステムに変更するというものを検討していただけたらと思うわけですけれども、副市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

少し長くなりますけれど、御勘弁お願いしたいと思います。

そもそも会計年度任用職員の任用の仕組みについて改めて御説明させていただきます。

会計年度任用職員の任期は、地方公務員法第22条の2、第1項及び第2項の規定により、文字どおり、会計、1会計年度以内とされており、会計年度任用の職は1会計年度ごとに、その職の必要性が吟味される新たに設置された職と位置づけられるべきものであり、会計年度任用職員についていたものが任期の終了後、再度同一の職務内の職に任用されることはあり得るものですが、同じ職の任期が延長された、あるいは同一の職に再度任用されたという意味ではなく、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるべきものであると、総務省発出の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版に示されているとおりでございます。これは、議員も御存じだというふうに思っております。

また、同マニュアル内にあるQ&Aにおいて、問6-2、会計年度任用職員について再度の任用が想定される場合にあっても必ず公募を実施する必要あるか、の問いに対し、回答では、その際、選考においては公募を行うことは法律上必須ではないが、できる限り広く公募を行うことが望ましい。例えば、国の期間業務職員については、平等扱いの原則及び成績主義を踏まえ、公募によらず従前の勤務実績に基づいて能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、原則2回までとしている。その際の能力実証の方法については、面接及び従前の勤務実績に基づき適切に行う必要があるとされている。

再度の任用については、各地方公共団体において平等扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情に応じつつ、任期ごとに客観的な能力実証を行うよう、適切に対応されたいと示されております。

これらのことを踏まえ、本市では、会計年度任用職員の次年度への更新は公募によらず客観的な能力の実証、具体的には所属長等の面談による人事評価に基づき、2回を限度に任期の更新で再度の任用を行うことが可能としております。

なお、2回の更新後においても、職の必要性に応じ、公募があった場合は、公募がなされた場合、面談による選考を経て、再度の任用が可能としております。こうした任期として3年度までを区切りとし、更新による任用としていることから、この期間内においては昇給が可能な運用を行っているものであります。職種によっては、昇給の回数が2回を超えて昇給する職種もございますが、基本的な考え方、制度設計はこうしたものを根拠に行っているものでございます。

無論、会計年度任用職員の制度がスタートした令和2年度から3か年が経過し、面談による

評価選考を経て任用する初めての年度となる令和5年度においても、引き続き同種の職に継続して任用されている方が多くおられる実態は十分認識しており、継続雇用と捉えられている向きがあることも一定理解はしておりますが、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるべきものと考えていることから、昇給の上限を撤廃することは任期に定めのない任用をあらかじめ容認することと等しく、これは正規職員の任用の考え方であり、結果的に会計年度任用職員の任用制度そのものを否定するものであることから、現行の会計年度任用職員の昇給制度を見直す予定はございません。

また、以前の答弁でも繰り返し申し上げておりますが、平成29年8月23日付の総務省自治行政局公務員部長発出の会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等においての通知により、常勤職員と非常勤職員である会計年度任用職員の職務の内容や、責任の程度については、常勤職員の職務と異なる設定とする必要があるとされており、会計年度任用職員と正職員と比べて給与の差が生じることにつきましては、正規職員と全く同等の職責や業務範囲を担う位置づけとして任用を行っているわけではございませんので、処遇面での一定の差異が生じることは、やむを得ないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 長い説明をしていただきましたけれども、結論はこの2回尋ねた3年前、それから3月会議と変わりませんよね。この会計年度任用職員の制度というのは、言うたら地公法に基づいて全国一斉にやっていますよね。で、その地方、地方で給料表の問題にしても運用ができるかどうか問われてると思うんですよ。これができなければなかなか難しいでしょうけれども、例えば一般職であればさっき言いましたけれども、高校卒で給与が位置づけられますよね。行政1の1級5号からですよ。3年たって、1年、1年の任期ですから、これ再任用という形で先ほど説明ありましたけれども、3年が1つのサイクルということになります。3年たったら公募ということですけども、この3年間はね、上がるには上がるんですよ。1級5号から13号まで上がります。

しかしこの再任用、3年たって4年目、今年ですね、また任用になった方については、どこからスタートするかといたら、この1級の13号ですよ。もうそこから頭打ちです。ここから何年たっても上がりません。ですよ。こういう制度になってるんですよ。だからこの問題を、やっぱり全国の、一般的なことだというんじゃないくて、やっぱり地方地方の問題なので、これを運用で何とか解決できないかで、その工夫を私、ぜひしていただきたいというふうに思います。

副市長の答弁は、私、分からないことないですよ、全国的な状況から言えばね。それから清水の総務課なんかは、国の人勧に準拠して極力それを取り入れて改善やってるっていうことも分かりました。市町村によっては、それを取り入れずにやったり、それから退職手当をあげるけれども、通常の基本給を下げるとか、様々な形の対応をしてるようですけれども。清水は国の人勧準拠して、頑張って対応してるんだろーと思いますよ。けれども、それでも根本的な解決にはならないというふうに思うんです。その点をしっかり考えていただきたいなというふうに思うんです。

高新の論説でも触れていましたように、このどの自治体でもこの会計年度任用職員が今、4割ぐらいを占めておまして、今では会計年度任用職員なくして自治体の業務が成り立たなくなってるというのが実情やないかと思います。にもかかわらず、会計年度任用職員の処遇は本市もそうですけれども、先ほども言いましたように年収が200万円前後のワーキングプア、働く貧困層というふうに言いますが、その辺りにあって、しかも女性の割合が約8割と高く、結婚も子育ても厳しいとの声上がるほどの低い賃金水準と、結局は働く女性へのしわ寄せが常態化しているということが現実だと思います。

同じ部署で、同じ時間数、同じ仕事をしているにもかかわらず、本市のように賃金は2.5倍の格差があるということになりますと、言うまでもなく職員のモチベーションや、協力体制にも影響してきますよね。労働環境においてお手本の役割を担う市役所が、このワーキングプアを生み続けて、今の答弁のように差異やむなしでほっておいてよいわけがないと思います。格差の是正に向けた市独自の処遇改善策を、そしてぜひ本気で検討していただきたいというふうに思います。

続けて、副市長にお尋ねします。

総務省は、これ手当とか、福利厚生に係る部分ですけれども、総務省は会計年度任用職員のボーナスに勤勉手当を支給、これ来年度からです。できるようにすると、これも国会通りましたので、そういうことになると思うんですけれども、会計年度任用職員の処遇改善に国も動き始めています。だから国と並行して、本市でも独自の処遇改善、これ賃金諸手当、休暇制度何かですね、私は求められているというふうに思いますけれども。3月会議の副市長答弁では、去年の4月ですか、国の人勧を取り入れて、不妊治療の通院休暇、それから配偶者の出産休暇、これは有給だということのことでした。育児休暇、これも有給を新設したと。それから産前産後休暇を有給にし、処遇改善を実施したという答弁がありました。

先ほども言いましたけれども、国の人勧を尊重して対応しているっていうのは私いいと思うんですけれども、では、今後市として、どのような処遇改善策、賃金諸手当、休暇制度、これが必要だと思ってるか、考えてるか、そこちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御案内の重複することもあるかと思えますけれど、改めて丁寧に御説明させていただきます。

今年3月会議においても答弁させていただきましたが、本市の会計年度任用職員の処遇改善に関しては、令和4年度から出産サポート休暇である配偶者出産休暇や、育児参加のための休暇の有給休暇を新設し、従来無給であった産前産後休暇を有給休暇とし、着実に処遇改善を実施しております。基本給に関しても、現行では人事院勧告を反映した給料表を人事院勧告のあった年度の翌年4月から適用し、一般事務職のフルタイム会計年度任用職員で月額4,000円のプラスを改定となり、全員2.6%程度の基本給の上昇となっております。

先ほど議員さんも御案内ございましたけど、今会議において上程させていただいております土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定では、職員の給料表の改定が人事院勧告に基づきなされた場合は、当該年度の4月1日に遡及して改定が適用されるのに対し、現行の制度ではフルタイム会計年度任用職員の給与改定に関し、遡及適用等は行わず、人事院勧告がなされた年度の翌年度の4月1日から適用とし、条例に給料表改定の効力発生時期の特例として規定していました。

しかし、今年3月に人事院から、国家公務員の非常職員の給与に関し、常勤職員と均衡をより一層確保することを目的として、非常勤職員の給与に関する指針を改正し、給与法等の改正により、常勤職員の給与が改定された場合における非常勤職員の給与について常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するよう努める旨を新たに追加されました。

これを受けて、本市のフルタイム会計年度任用職員の給与改定も、国家公務員と同様の取扱いとすべく、条例上の特例規程を削除し、職員と同様に給与改定が行われるよう条例を改正し、フルタイム会計年度任用職員の給料表の改定も職員と同様の遡及適用が今年度から条例が改正されれば、開始されるようになります。

この条例改正が行われた場合には、一般事務職のフルタイム会計年度任用職員で月額1万2,000円のプラス改定となり、令和4年度の人事院勧告と比較した場合、昇給額は3倍となり、7.5%程度の基本給の上昇となっており、年間の給与額は一時金、6月と12月のボーナス各1か月の基本給支給と合わせると、16万8,000円のプラス改定となる適用が1年度早まることから、処遇改善は大幅に前進するものと思われます。

なお、フルタイム会計年度任用職員の給与改定に係る条例改正により、パートタイム会計年度任用職員の給料も同様に改定されることとなることから、会計年度任用職員に関し、フルタ

イム、パートタイムにかかわらず、人事院勧告に基づく給料表の改定適用は職員と同様の取扱いとなります。そのため、一般事務職のパートタイム会計年度任用職員においても、月額約1万円のプラス改定となり、令和4年度の人事院勧告と比較した場合、昇給額は3倍となり、7.5%程度の基本給の上昇となっており、年間の給与額は一時金、6月と12月ボーナス各1か月の支給と合わせると、約15万円のプラス改定となります。

この人事院勧告の給料表改定により、差額支給についても職員と同様に今年12月に行う予定としております。

また、新たに国家公務員の非常勤職員に対して来年度から支給される予定の勤勉手当についても、人事院勧告の給与改定と同様に支給は可能となるよう、条例改正を行う予定としております。

さらに、会計年度任用職員の休暇制度に関しても、れんけいこうちという県下市町村の部門別職員の各種課題や、検討事項、検討項目を議論し、政策に結びつける枠組み等で、県下市町村と情報共有を行うなど、随時検討を行っており、具体的な内容は未確定のためこの場で申し上げることは差し控えさせていただきたいが、会計年度任用職員の処遇改善は常に人事面における検討課題としておりますので、その点は何分とも御理解させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 非常に丁寧な答弁をしていただきまして、もう時間が半分もきましたので、あとちょっと心配になっておるんですけども。

4月1日に人事院事務総長のほうから通知が来てますよね。このことを言いましても、だから正規職員に合やすように会計年度任用職員の労働条件なり賃金を合やすように、近づけるようにしてくださいということですよ。これで条例にこの提案が出てるんですが、私、大事なことだと思いますよ、それ。でもね、その人勧の改定っていうのは、ね、課長、話しましたけれども、プラス改定もあればマイナス改定もあるんですよ、最近。それを一点に考えると、人勧は大事ですよ、人勧のその制度に従って市も対応してやるっていうことは、そら大事だと思うけれども、それだけじゃちょっと足りないと思うんです。ある面、危険なところもあると思うんですよ。だから給料表をずっと引き延ばしていけば、それができるのであれば、より、また人勧とは違った形で、賃金保障にもなりますし、そういうことをぜひ考えていただきたい。

人勧を中心にして施策を取り入れて、処遇改善を行うということも分かりますけれども、この財源というのは、聞きますと一般財源から持ち出しでやるようですね。そうですね。交付税

措置があるんですか。ありますか。あるんだったらいいんですけども、ない。一般財源ですよ。ということであれば、これは自治体としてはなかなかね、そういう人勧が出されてもやりにくいですね。だから、国がやっぱりそれなりの財源措置をせないかんと思うんですよ。で、その点で、ぜひ国への処遇改善のための予算措置を求めてくれてるんでしょうけれども、ぜひ、副市長、求めていただきたいと思います。この点についての所見を。もう簡単でいいのです。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 簡単にします。お答えします。

会計年度任用職員の処遇は、国の制度に準じて着実に改善されていると認識しております。また、本年3月会議においても触れさせていただきましたが、令和4年12月23日付で総務省から発出された会計年度任用職員制度の適正な運用等についての通知によりますと、総務省の調査においてこれまでと同様、おおむね制度の趣旨に沿った運用が図られていると記述があり、会計年度任用職員の制度創設から4年目を迎えましたが、本市においてもおおむね制度の趣旨に沿った運用が図られていると考えております。そのため、現時点では、処遇改善に係る予算措置を国へ要請することは、現状では考えておりません。

先ほど、財源のことに話がありましたけれど、会計年度任用職員についても、一般財源で処置をしております。その国が、御存じのように、各年度前に地財計画というのを立てております。地財計画の中に、会計年度任用職員制度ができたときにこの部分の全体の枠として地財計画に盛り込まれておりますので、それは交付税に反映されております。幾らかの増額というのはあるというふうには認識しております。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 幾らかの増額は当初、制度つくり上げたときに国から交付することになってるんだということですね。けど、そのね、会計年度任用職員の労働条件を改善するためには、かなりの額のお金要ると思うんですよ。これ、今、一般財源から限られた財源から投入せないかんとなかなか大変ですので、これはやっぱり交付税措置をしてもらうということが実際必要だと思います。

もう次行きます。

この会計年度任用職員とその労働条件の問題、今、お話してきましたけれども、けどこの制度の一番の問題は何かと言ったら、この会計年度任用職員を自治体が非正規のまま、雇用し続けることができるということにあるんです。公務の非正規職員の労働環境というのは、民間に比べてよいと一般的には考えている人が本当多いんですけど、全く逆なんです。

この高知新聞のこの論説にはこう書いています。非正規労働に関しては、官民格差があり、民間のほうが法整備は整備されている。民間のほうが整備されてると。企業などに適用されるパート労働法は、正規、非正規社員の待遇に不合理な違いを設けてはならないと規定している。処遇をめぐり説明を求められた使用者側は、対応する義務を負うということになってるようです。パート労働法で。これに対して、自治体の人事上の裁量権は大きく、1年が過ぎたら事実上問答無用で雇い止めにできる処遇説明の義務もない制度に、大きな問題があるというふうにごこの方、書いてるんですよ。

非正規労働の官民格差について言いますと、3年前にも触れましたけれども、民間では非正規で5年以上働いたら、本人の希望で無期雇用、正規雇用に転換できる制度がありますよね、これ労働契約法18条ですけども。けれど、公務労働ではそれは適用除外となっていて、そんなルールがありません。ですから自治体は合法的に非正規職員を非正規のままいつまでも雇用できるということになってるんですよ。

この新聞の記事のように解雇も雇い止めも自由と、その説明の義務もない。公務労働の非正規は、合法的な言ったら無法状態にあるということでないかと思います。多くの会計年度任用職員の皆さんが正規採用につながらないこの非正規雇用に強い不安を感じています。

つい先日、本市の会計年度任用職員の一般職のパートの方から、市役所で私は10年以上働いてるけれども、働いて、毎年採用試験を受けているけれども、受からないと。心が折れてしまったという、そういう自信喪失と嘆きの声を聞きました。また、3年前ですけども、会計年度任用職員の皆さんにちょっと行ったアンケートがありますけど、これ、3年前ですけども、同じく一般職パートの方、任用については再度雇用の更新について、最長3年までということで、その先のことを考えると不安ですと。これ、1年目ですから。3年後の再雇用のことを心配してるんですよ。併せて、職員採用試験にも受験しておりますが、自分自身の力不足であります、合格することができず、年齢的にも受験をするチャンスが少なくなっているのをごちらに関しても不安ですと。不安いっぱいということですね。一般職であれば35歳でしたかね、年齢制限がね。保育が40歳ですか、清水は。だからそういう採用の年齢制限がありますので、そういった不安を持ってる方が結構多くいるということです。

任用や採用への不安、大変なストレスだと思います。市民のためにいい仕事がしたいと、何年も非正規で頑張ってきたにもかかわらず、その努力が報われない。もう本当に耐えがたく心が折れると思いますよ。

副市長にお尋ねします。この自治体には、無期雇用転換ルールがないとしても、使用者である市がそれに甘んじているのは、私は駄目だと思います。長年、年収200万円以下のワーキングプアの低い賃金水準の下で、市民のために身を粉にして頑張り、貢献した会計年度任用職

員の経験と実績を正当に評価する責任が市にはあると思います。会計年度任用職員の雇用問題の解決には、国の、それこそ集中改革プランの矯正、格差を容認する地公法などの法律のせいがありますけれども、自治体は本気になって制度の不備を補う、やっぱり独自の運用をぜひ行っていただきたいと思います。

ポイントは2つです。1つは、今、お話ししましたように処遇改善政策を市がとって、限りなく格差を是正していくということですね。もう一つ、ここなんです。当然のことですけれども、公務は正規職員という原則にのっとって、会計年度任用職員を正規職員として採用するということです。フルタイムで雇用している会計年度任用職員数、先ほど言いましたけれども本年は34人ですね。34人です。常勤として必要なこれ職員数ということですから。これ、非正規ではなくて、正規職員として採用することが必要だと思います。この点について、副市長の御所見をお伺いしたいと思います。短く、簡単をお願いします。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

令和2年12月会議においても答弁させていただきましたが、市職員の採用試験につきましては、地方公務員法第18条2において、「採用試験は人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。」と規定されており、本市においても平等の条件で採用試験を実施しているところでございます。

このように採用試験は、平等が基本であり、特別枠として別途に募集する場合を除き同一の採用試験において経験年数を尊重し、経験年数を有するフルタイム会計年度任用職員を競争試験によらない採用することは、地方公務員法第18条の2に抵触するおそれがあることから、現行制度でまいりたいというふうに考えております。

先ほどは、会計年度任用職員さんの採用試験に触れておりましたけれども、私も長く採用試験に携わっております。会計年度任用職員制度になる前の臨時職員さんが何年か頑張って採用試験を受けて、正規採用された職員も幾らでもいます。それは御理解していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 最後です。総務課長にお尋ねします。

これ私事で申し訳ないんですけども、30代の中盤でしたか、宗呂小学校に勤めておるときに、もう本当にすばらしい校長さんに出会いました。その方、いろいろ私に問答かけてくるんですよ。問答するんです。禅問答みたいなね。で、授業の中で、あなた困ったときにどうし

ますかって私に聞くんですね。だから私は、同僚の先生にその方法聞きますとか、本を読んだりしますという話したんですけども、そうですか、僕は子供に聞きますって言ったんですね。困ったときには子供に聞けと言うんですね。先生がね、教育実習に困ったときは、子供に聞けと言うんですね。私、それ聞いて、はっとしました。なるほどなど。

で、これ会計年度任用職員の問題も、確かにその施策をする側はいろんな方針持ってやりまされども、会計年度任用職員の皆さんが今、どんなことを考え、何を求めているかということ私、まず聞かないかと思いますが。そういう点でいくと、ぜひその聞く場を設けるとか、そういったことが必要になってくると思うんですけど、今の状態と、今の市の状態ですね。会計年度の皆さんの声を聞くとか、あるいはこれがその必要性とか、ちょっと課長、どんなふうにお考えか御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 東 直能君自席）

○総務課長（東 直能君） お答えいたします。

直接的に会計年度任用職員の考えや気持ちなどを伺うものとしては、令和2年度にアンケート調査を全会計年度任用職員に対し実施したところです。これは、従前の臨時的任用職員、非常勤職員から会計年度任用職員制度へ移行したことによる待遇面や、任用面の変化に対する考えについてお尋ねするもので、制度導入による効果及び課題等を検証し、適正な制度運用を図る目的で実施したものであります。

アンケート実施の結果は、対象者156人に対し回答者数は126人であり、回答率は81%でありました。総合的に見ると、勤務、給与面で悪くなったと回答された方が、4%から6%であるのに対し、よくなったと回答された方が21%から47%と存在することから、会計年度任用職員制度の導入は待遇面で一定の効果があったものと検証されたと考えております。

大きな制度改革に伴う効果、検証において、アンケート実施は有効な手段であると考えますが、制度が一定定着した中で、処遇改善は着実に積み重なれていると考えられている中でのアンケート実施は、実行効果に関し、多くを望むことは困難であると考えており、毎年度実施しております所属長との面談の場において、勤務面や処遇面での意見や考えを伺うといった手法にて、会計年度任用職員の方々の声をお聞きする対応を実施したいと考えております。

しかしながら、お伺いした意見がダイレクトに処遇面で反映されるというのではなく、あくまで参考意見としてお聞きするというスタンスでありますことを、申し添えさせていただきます。

以上であります。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） はい。分かりました。

面談で声を聞くと、その方向だということですので、ぜひ聞いて。いろんな方法あると思いますが、とにかく会計年度任用職員の皆さんの声を聞くということをぜひ考えていただきたいと思います。では、1つ目、終わります。

あと15分とちょっとになりました。多分終わらんでしょうね、これ。では、2つ目です。

次は、6月会議の一般質問で取り上げました小学校で起こりましたセクハラ問題のその後についての質問です。

7月になってやっと県教委から、元教頭に対する懲戒免職処分の発表がありまして、処分問題に結論が出ました。2件のセクハラ行為と虚偽報告を繰り返した悪質な行為が教育公務員の社会的信用を著しく失墜させ、公教育への信頼を損なうものであるというのが懲戒免職の理由でした。当然だと思います。この懲戒処分の後に、総務文教常任委員会及び全員協議会におきまして、岡崎教育長からこの問題の経過と処分事由等について報告がありました。質疑などを通して元教頭の処分に関わる問題などについてはおおむね了解できましたけれども、その後の状況について教育長にお尋ねしたいと思います。

まず、元教頭の免職で欠員となっていた清水小の教員配置はどうなったのか。また、被害者の救済措置と、それから県でつくられました第三者機関の設置について、現在どのような動きになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

まず、今回のセクハラ事件につきましては、土佐清水市教育長として、土佐清水市教育委員会としても責任を重く感じております。被害に遭われた2名の講師の方々と御家族の皆様には大変申し訳なく思っており、心よりおわび申し上げます。

また、当該校の教職員、児童、保護者の皆様には、大変な不安な思いや御負担をおかけし、大変申し訳なく思っております。

たくさんの皆様に御迷惑をおかけしましたし、先ほど議員のおっしゃったとおり市民の皆様や県民の皆様の教職に対する信用も失墜してしまうことになりましたので、大変申し訳なく思っているところであります。

処分結果につきましては、厳しい処分となりましたけど、市教育委員会としてもてんまつ書

に虚偽の報告もあり、また懲戒処分の根幹を揺るがす事件であったということもありましたので、厳しい処分をお願いするという意見具申をしておりましたので、妥当な処分であったというふうにも考えておるところです。

教員配置、被害者救済、第三者委員会等につきましては、市教育委員会として7月14日に清水小学校で懲戒処分を受けての説明会と今後についての説明会を持たせていただきました。説明会ではセクハラ問題に対しての経過報告と、今後の対応についての説明をさせていただき、保護者からは、厳しい意見や要望を聞きましたので、市教委としてできる県教委への要望や対応を考えてきました。特に清水小学校では、担任が懲戒免職になりましたので、児童の中には不安な思いや、大人への不信感も強く持った児童もいたようですので、教頭を担任として引き続きお願いすること、また個人面談を行って精神的なケアを行うことなども報告させていただきました。

その後については、児童たちも安定した学校生活を送っているようであります。教頭が担任をしたわけですので、臨時教員についても6月より時間講師を配置していただきました。また、9月2日より、担任ができる臨時講師を1名配置し、教頭の負担が多くなるような配置にしているところ です。

被害者の救済については、市独自では県費負担教職員への救済を行っておりませんので、市教委としては、他校への移動を行うなどの救済措置を行うことは難しいというふうに考えてます。県教委と協議して救済を第一に考え、対応していくことが必要だと思っておりますが、現実には実施できていないというようなところでもあります。県教委と協議し、できるだけ対応したいというふうに考えています。また、今回のような場合、公務災害となる可能性もあるとの御指摘もいただいておりますので、本人からの申請が必要ですが、あればすぐに対応したいというふうには考えておるところです。

今後につきましては、公務災害になる可能性も考え、市教委として丁寧な聞き取りと対応をしていきたいというふうに考えています。

第三者委員会についてですが、県教育委員会が設置し、協議しているようですので、土佐清水市教育委員会としての対応を求められた場合は、その都度協議し、対応したいと考えています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

教育配置は9月2日にできたと、それから被害者の救済措置についてですが、公務災害の申

請があれば対応するというものであります。とにかく後からの損失補償とか、そういったものはなかなか難しいですね。やっぱりその場でどうするかということになるかと思えます。第三者機関の設置についてですが、これは何か高知新聞では非常に今、検証に異議があるという記事も出てましたけれども、とにかく出来上がって一定の報告が1回目があったような話でありました。今後、見守っていく必要があると思えます。

次に、総務文教常任委員会、全員協議会の報告の中で触れられておりましたけれども、今回の問題を機に見直すとしたハラスメントのガイドラインについて、どこをどう見直すのか、それから被害者救済はどのように具体化されるかも、ちょっと2問目と3問目をもう一緒に、時間ありませんので、答弁してもらえますか。お願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

7月11日付で、県教育委員会からハラスメント事案等に関する対応として、県の方針、方向性が出されました。それに準じた対応となるよう、ハラスメントガイドラインを作成しています。事案の軽重にかかわらず、県教育委員会に詳細に聞き取った記録を様式を持って全ての事案を報告するようにしています。学校現場には、県費負担教職員と市会計年度任用職員がいますので、聞き取りについては、市会計年度任用職員については、学校教育係長、課長補佐、指導主事が行うようにしています。教諭については、教頭または校長が聞き取りをし、報告様式を記入し、報告してもらおうというふうにしています。

6月会議で、前田議員より合議制でとの御指摘を受けていますので、市教育委員会でも全ての事案について、報告書に基づき協議をし、県教委への処分等に対する意見具申を行うように改善を進めているところです。

ハラスメントガイドラインの見直しについては、9月28日の定例教育委員会で詳細を協議し、改定したものを各学校、全ての教職員に周知し、今後対応していきたいというふうに考えてます。

被害者の救済については、市会計年度任用職員の場合、その被害者が要望するようであれば、勤務校の配置替えを行う。県費負担教職員の場合については、市単独ではできませんので、県教委と協議しながら最善の対応をしていくというふうにしたいと思ってます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。大変よく分かりました。

県に合わせて見直しをしていくと。軽微なものも全て報告するということですね。それから事案については、全て教育委員会、市の教育委員会の中で報告をし、協議をするということですね。大きな改善だというふうに思います。

それから、市の学校現場には、県費負担教職員と市の職員がおりますので、それはやっぱり分けて対応していきたいというお話ですね。大変よく分かりました。

では、もうこれ全部終わりませんので、次のところでもう終了にしたいと思いますけれども、このセクハラ被害を受けました臨時講師の母親ですけれども、加害者のこの処分発表を受けて、気持ちの上では一定区切りをつけることができたという評価を、その処分発表の場で記者会見か何か発表してるんですね。そこで、区切りをつけることができたという評価しながら、私たち被害者が行動を起こさなければ、事実が明らかにされなかったとして、県教委、市教委の対応については納得できないというふうにコメントを発表しています。そして、3点にわたって疑問点を挙げて県教委と市教委に説明を求めているわけですが、その内容は、3つ。

1つは、両教委は、県と市ですね、両教委はハラスメントの事実を認識しながらなぜ娘を守ってくれなかったのか。

2つ目、被害者側からの十分な聞き取りもせずに、処分の検討が始まり決定までに時間を要したのはなぜか。

3つ目は、セクハラ行為を繰り返す反省のない教員を、教壇に立たせ続けたのは何か。

この3点の説明を求めています。市の教育長が全部これ対応というわけではないかと思いますが、このコメントについて教育長はどのように受け止めておられるか、事前に資料をお渡ししておりますので、受け止めをお願いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

被害者の母親のコメントについては、十分理解しているところです。私自身も娘を持つ親として、母親の気持ちはよく理解できる場所でありました。希望を持って教職についた若い講師を守り切れなかったことについては、本当に申し訳なく思っております。

また、被害者からの聞き取りについては、学校長からの報告もありましたし、被害者の母親の厳しい処分を望みますという意向を12月に直接聞いておりましたので、被害者側の意向に寄り添った対応にしようという思いを強く持って対応しようとしていました。それで、十分処分につなげることができるという思いを持って、元教頭へのてんまつ書の作成とか、指導を繰り返して行っていたところです。

指導力不足により、虚偽の報告や、てんまつに書かれてない事実が出てくるなどしたために

時間がかかり、このようなことになってしまったっていうふうにも思っているところでもあります。懲戒処分になる教諭の異動については、県教委と十分協議して学校現場から外すっていうことも検討する必要があったなっていうふうには、今、思うと考えているところです。

今回のような件は二度と起こしたくありませんので、被害者の継続は断ち切れるようハラスメント対策についてもきちんと見直しをして、改善したものを作成しなければいけないっていうふうに強く感じたことです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） もう事後なんですけれどもね、このガイドラインの示す、新たに見直すといったガイドラインを示す被害者救済の中には、こういった被害者の疑問や要請にしっかりと応えて対応すると。これは事後ですけどね。それも含まれていると思いますので、今、教育長受け止めをお話してくれましたが、被害者の母親のコメントで指摘されている市教委の疑問や要請に対しては、今後とも説明責任を含めて誠実にしっかりと答えていただくことをお願いしておきたいと思います。

ちょっと1つお尋ねしたいんですが、これね1番目の疑問です。相談したのになぜ守ってもらえなかったのか、これはなかなか思いが強いと思うんですけども、この問題、守ってもらえなかったのはどこに問題があったのか、どこに責任があるのか。学校なのか、市教委なのか、県教委なのか。もう守ってくれないなら、幾らいいガイドラインをつくってもこれ意味がありませんよね。ここしっかりやっぱり総括すべきだろうと思うんですけども、教育長、その点はどうお考えですか。ちょっと突然言って申し訳ないですけども。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

8月の時点で、きちとこう報告をしておくべきだっただろうなっていうふうには思っています。その和解をすれば、上に上げていかないっていうような、そこで謝罪が終わり、和解した状態であれば協議しないっていうようなガイドラインになっていますので、それは駄目だと。和解したとしても、県教委には報告していく。で、懲戒処分につなげていくっていうようなことにしなければいけなかったんじゃないかなっていうふうには思っているところです。

9月以降は、学校訪問したときに被害者の様子を見たり、加害者側の元教頭の様子を見たり、こう不審な様子がないかどうかっていうのは私自身も確認はしていたところなんですけども、そういうふうに不審な動きっていうのが感じ取れなかった部分もありましたし、被害者の講師

のほうも明るく元気に勤務しておりましたので、そういうようなところでちょっと安心感が多分あったんです。8月の段階でやっていく必要があったなというように思っているところです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 教育長には何度も同じような話を聞かせていただけてますけれども、8月の段階での対応がやはりひとつ問題だったという認識ですよね。ただ、被害者の意向を尊重したんだということですよ。分かりました。

もう時間ありませんので、もう最後になりますけれども、私、この懲戒処分の発表の後に、全員協議会と総務文教常任委員会で教育長からセクハラ問題についての報告をいただいたわけですけれども、資料として配付されたのは1枚のペーパーなんですけれども、それにはやっぱりこの経過と処分事由の説明がまあいうたらほとんどでありました。やっぱり学校現場でこのような問題が起こらないように、二度と起こさないためにも、また教育行政への信頼回復のためにも、今回のセクハラ問題の原因と対応、それから事実関係、これはしっかりと究明して、組織として総括することが私は大事だと思います。あのペーパー1枚では、足りないと思います。なかなか市長選も絡んで、入って大変ですけれども、ぜひ総括をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

あと3分の2ほど残ってるんですけども、時間が来ましたので、もうここでやめておきます。どうもありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、午餐のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時 6分 休 憩

午後1時07分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 皆さん、こんにちは。会派希望の新谷英生です。議員になって1年が過ぎました。5回目の一般質問になります。

質問に入る前に、一言だけ述べさせていただきます。

7月の9日に当然御逝去されました細川博史議長、本当に残念でなりません。心よりお悔やみ申し上げます。また、泥谷市長も約半年間の闘病生活を送り、この8月1日から復帰されたばかりでしたが、体調の悪化のため辞職ということになりまして、重ねて本当に残念です。泥

谷市長も10年間本当にお疲れさまでした。どうか治療に専念されて元気になって帰ってきてほしいです。また、2人ともまだまだ市政についていろんな議論をさせてもらいたかったし、多くのことを学ばせてもらいたかったと思いますが、本当に寂しいですが、また前に進んで頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に基づいてそれぞれ質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

1つ目、教育現場におけるセクハラ問題の再発防止策についてをお願いします。午前中に前田議員の質問と重なる部分があるかとも思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

この問題は、6月21日の高知新聞にて発覚した今回の元教頭のセクハラ問題、本市の教育行政に対してはもちろん、土佐清水市に与えた衝撃的な大きな事件でした。大まかに経過を整理しますと、去年の2022年度に元教頭が臨時講師にしつこく交際を迫るセクハラ行為があり、校長に相談して問題が発覚。対応として、関わりを持たせないように距離を置くように指示をし、その後、同年の11月に元教頭からの虚偽の話を臨時講師に何度も話をされてストレスからの体調を崩し、休職をされた。同講師の母から厳しい処分を求めると言われていましたが、元教頭の家族のこと等を鑑みて和解となり、ガイドラインに沿って対応した。そのことで県教委の報告、市教委の報告をせずに、教育長が専決で対応したといったことが、前回の特別会議の前田議員からの質問で明らかになりました。

清水小学校では、6月の9日に急遽学校よりの文書にて、6年生の担任が市教委へ異動し、代替りの教員もいないことから教頭先生が担任を兼務しながら過ごす中で、6月21日の新聞報道が出て、児童や保護者に極めて衝撃的な事件として伝わりました。教育長はその日のうちにPTA役員会への説明、2日後には清水小学校全体保護者への説明会を行ってもらい、その対応に追われました。

その後、6月議会が散会日の前の7月5日の高知新聞に「セクハラ教頭、別講師にも」という記事が出まして、3年前の2020年度にも教員採用の口利きを持ちかけ、交際に迫ったことが発覚し、この講師も教員の道を去ったとのこと。1件目の事件を引継ぎがなされて市教委、県教委共に状況が把握できていれば、去年の8月臨時講師が相談してきた時点で適切な対応、処置がされて体調を崩したり辞められたりといったことは防げたのではないかという思いが強く残ります。

今回の事件は、元教頭の手口が極めて卑劣な手口といったことは明らかですが、市教委、県教委との対応がどうだったのか、決して事態を軽く見ていたとは思いませんが、教員不足が叫ばれる中、人事権のある県教育委員会は職員の配置もしっかりと手配できないことでの市教委と県教委との十分なやり取りはあったのか。末端の学校現場が事件を受けて混乱をし、教員や保護者が、また児童が不安な気持ちとなり、対応が後手後手に回り、追われることになったと

思います。

清水小学校では、子供たちの学びやケアをし続けている中、7月12日に元教頭が懲戒免職といった形での処分が出ました。妥当ではないかというような、当然ともいった処分に私も感じたことです。この事件では、我々も含めた社会のハラスメント対応の認識への甘さ、気がつきにくい重大な人権問題など、思い知らされたことでした。いろいろな問題に対応していく対処方法や、ガイドラインは決して完全ではなく、隙間が多くあることも痛感をしたことです。

今回の大きなハラスメント問題を今日から二度と出さない、根絶していくことは辞められた講師の皆さんに対する償いの1つだと思っております。

教育長にお聞きをいたします。今回の事件の再発防止に向けた対策をお聞きをいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

今回のようなセクハラ事件については、二度と起こしたくない、そういうふうに思っています。新谷議員のおっしゃるとおり、根絶することが夢を持って教員になろうとしていた若い講師の方に対する償いでもあるというふうにも思うところです。本当に2名の講師の方、御家族の皆様には大変申し訳なく思っているところですし、心からおわびを申し上げたいというふうに思うところです。

また、清水小学校の教職員や、児童、保護者の皆様にも大変不安な思いや負担をかけてますので、これも心からおわびを申し上げます。本当に申し訳ありません。

これまで不祥事の根絶については、校長会、教頭会、市教育研究集会、また個別メッセージを通じて再発防止に向けた対策というのは、その都度行ってきたところであります。特に校長会では、服務規律の徹底、不祥事の根絶を言い続けてきましたし、また1学期の終業式には市内全教職員全員へ不祥事根絶と服務規律の徹底に関する個別メッセージを送って意識をしてもらおうように対応もしているところです。

また、全教職員が集まる場では、ハラスメント問題については自分事として捉えて、当事者意識を持ってもらいたいという話もさせてもらいました。これは、市教育研究集会の中でそういう話もさせてもらったところです。

今年度の土佐清水市教育研究集会一日教研の講演については、情報モラル、SNSでのトラブルを起こさないための講演ということで、ハラスメントにつながる問題として自分事として捉えた講演になってあるのではないかなというふうには思っているところです。ただ、こちら側の一方的な発信だけでは十分な効果は発揮できないと考えていますので、各学校では、職

場内のコミュニケーションが円滑に行われて、良好な職場環境が確保される必要があると思っています。

管理職やミドルリーダーの教員が話しやすく、風通しのよい職場環境づくりに努めることが大切でありますので、どの教員も様々な場面で活躍できて、適切に評価もしてもらえて、特に若い教員が心理的安全性が確保されるような職場風土、組織風土の醸成につなげる取組を進めてほしい、そんな話は管理職にはよくしているところです。そのような学校、組織風土をつくっていくことをもう一つの方法としてやっていくことが大事でないかなっていうふうにも考えるところです。

今後についても、再発防止に向け、緊張感と当事者意識が高まるような啓発をその都度行っていきたいっていうふうに考えてます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

教育長が言われるように、やはり職場内で話しやすい、風通しのいいそういった職場が生まれ続けることが、教育現場に限らずどういった企業であっても、また行政であってもそういったことが、つくることが一番の対策になるのではないかと私も思いますので、ぜひともそういった形をつくってってもらえたらと思います。

それでは次の質問が、ガイドラインの改善についてです。

ガイドラインの作成というのは、いわゆる事件が起こったときの対処方法です。本来は事故が起こらないように、先ほども言いましたけども、起こらないことが大前提なのですけれども、治療より予防といったガイドラインにたどり着かないということになるのが一番いいのですけれども、今回のような弱い立場の方からも声が上げやすい、利用がしやすい、弱い立場の方を助けられ得るものになることが非常に大事かと思います。再発防止におけるガイドラインの改善についてを、教育長にお尋ねいたします。

○議長（作田喜秋君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

新谷議員の御指摘どおりで、弱い立場の者が声を上げやすい、利用しやすい、助けられるものになるような改善にしていく必要があると思います。相談があった場合、組織的な対応になり、またきちんと記録として残るようなガイドラインをつくる必要もあると考えています。

昨年の8月に相談があったときに、適切な対応や県教委への報告、市教委での協議がなされ

ていたら、ひょっとしたら11月は防げたかもしれない。防げられたかもしれない。今後については、全てのその事案について県へ報告して、市教委で協議するようなガイドラインになるように改善をしています。

前田議員の答弁でもお答えさせていただきましたけど、7月11日の県教委からのハラスメント事案等に関する対応として、県の方向性が出されましたので、それに準じた対応となるようなハラスメントガイドラインを作成しています。事案の軽重にかかわらず、県教委には聞き取った詳細を記録し、それを様式を持って全ての事案を報告するというような形にしています。

市教委でも、その全ての報告事案について協議し、県教委への処分等に関する意見具申も行えるように改善を進めているところです。

先ほども言いましたけど、9月の28日に定例教育委員会でハラスメントガイドラインの詳細についての協議をして、改定をしたものを各学校で、全教職員に周知し、対応していきたい。そういうふうに考えてるところです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 教育長、ありがとうございます。

誰が校長であっても、教頭であっても、どの学校でも、どの教員でもガイドラインと照らし合わせることで、同じ結果が出るといったものでないと本来はいけないと思います。ただ、今回のような非常に特殊な、手口といいますか、そういった対応から、事件というのはどんな形で起こるのか、なかなか分かりかねるところがあると思います。全ての事件にガイドラインを幾ら改善しても100%対応ができるということは大変難しいということも重々承知はしておりますけれども、また、県教委とも常に連携、連絡を取り合って、前田議員の話でもありましたけども、やっぱり弱い立場の方を守れるように、若い夢を持った講師が教員を真っすぐ目指していけるように、再発防止やガイドラインをしっかりと整備するとともに、できればその再発防止でつくったガイドラインが使われることがないように、日々の学校運営と、市教委と、連絡を取り続けていただき、またこの事件のことが年月とともに風化されることがなく、学校と市教委、県教委のいい関係、また、いい緊張感を持ったことが続けていってもらえたらということ強く願っております。教育長、どうもありがとうございます。

それでは、続いての質問になります。

ふるさと納税についてです。観光商工課長にお尋ねをします。

ふるさと納税は2008年の4月の地方税法の改正によってスタートしました。この制度は人口減少による税収の減少への対応や、地方と大都市の格差是正の目的として提唱されて議論

が高まり実現をしたものです。高知県内でも多数の市町村がこのふるさと納税に取り組み、土佐清水市議会では、武政健三議員が再三質問で取り上げております。

須崎市では、2020年度に20億円を超えたり、2021年には土佐清水市と人口規模が似ている室戸市では18億円を超えるふるさと納税があり、そういったこともお聞きをしております。このふるさと納税について、観光商工課長へお聞きをいたします。ふるさと納税の件数と総額の直近5年分をお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） 件数と総額について直近5か年ということで平成30年度からお答えをいたします。

平成30年度、7,644件、9,526万4,000円。令和元年度、1万5,876件、2億4,472万4,500円。令和2年度、1万5,717件、2億3,131万8,400円。令和3年度、1万6,327件、2億659万3,637円。令和4年度、1万3,716件、1億7,484万9,800円となっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 令和元年度が2億4,400万円ということで、次第にそこから減少しているということが分かりました。

続いての質問です。

土佐清水市の返礼品を見てみますと、ホームページで645件とありました。ふるさと納税の土佐清水市の人気返礼品を観光商工課長、お聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

カテゴリ別で整理をしておりますので、そちらで令和4年度の人気順を申しますと、じゃこ・干物などの水産加工品が22.7%、小夏・ポンカンなどのかんきつ類が14.3%、お菓子・スイーツ類が13%となっております。この上位3種目で50%を占めております。続いて、カツオのたたき、野菜、鮮魚という順番となっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

(1番 新谷英生君発言席)

○1番(新谷英生君) じゃこや干物といった水産加工物が22%ということで、人気返礼品ということで魚のまちの土佐清水ということはよく分かる気がします。

それでは、件数や金額は一時期まで増えていましたが、近年では減少傾向にある。その要因はどういったことがあるか、観光商工課長、お聞きいたします。

○議長(作田喜秋君) 観光商工課長。

(観光商工課長 酒井 満君自席)

○観光商工課長(酒井 満君) お答えします。

本市の寄附金は、令和元年度をピークに減少傾向にございまして、令和4年度は、前年度に比べて約2,600件、約3,000万円減少しました。その主な要因としましては、高額寄附者の減少と、人気返礼品の原料である海産物や農作物の不漁・不作の影響というふうに捉えております。

1件10万円以上の高額寄附は、令和元年度は321件、5,884万5,500円ありましたが、令和4年度は144件、2,849万1,000円と、令和元年度に比べますと177件、約3,000万円と大幅に減少しました。また、令和4年度については、人気返礼品である水産加工品の原料であるじゃこなどの海鮮物の不漁と、かんきつなど寒害の影響もございまして、人気返礼品の注文をしばらくストップをした事態も生じ、こういったことが重なり減少につながったというふうに考えております。

以上です。

○議長(作田喜秋君) 1番、新谷英生君。

(1番 新谷英生君発言席)

○1番(新谷英生君) ありがとうございます。

1件10万円以上の高額寄附というのは以前は320件あったけど、令和4年度には144件ということで、そういったことが減ってきていることが原因の1つということで分かりました。

僕の少し話があるんですけど、僕は兄貴が東京にいますけれども、土佐清水のストーブロボットというか、小磯鉄工さんのロボットがふるさと納税で物すごいバズっているぞみたいなことを東京の兄貴から電話がかかってきて、見たらそれがすごい評判になっていたみたいなのがありまして。ぜひ買おうかなと思ったことでしたが、物すごい高かったですので諦めました。すごいそういったものが全国で、知らんところで評判になっているっていうのを聞いたこと、それはすごいことやなど、本当に素直に思ったことです。

ふるさと納税のことは、各市町村で先ほどもですけど、いろいろ取組をされておまして、

高知県内で言いますと、四万十市では返礼品が845件あって、4億4,000万円、宿毛市では返礼品が2,448件あり、額は約6億円、黒潮町では345件あって、額は11億8,000万円、県内トップクラスの須崎市は先ほどもでしたが825件あって、額は約19億4,000万円、室戸市では1,321件あって、額は18億9,000万円と。必ずしも件数が多いことから金額が多いわけではありませんが、魅力的な商品や人気商品が定期的に、継続的に売り出されると納税の金額は増加しているように思います。

土佐清水市の返礼品の件数、また金額を増やしていくためにはどういったことをしていったらいいのか、観光商工課長にお尋ねします。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

本来ふるさと納税は、生まれ故郷や応援したい地域に、税制を通して貢献する仕組みとして導入されたものの、近年はカタログギフト的な要素が強くなり、納税サイト上では各地域の商戦が繰り広げられていると言っても過言ではございません。

本市においては、現状を認識をした上で、目標を2億円に置きまして、そのための対策として、まずは、本市の返礼品を知っていただくためのSNSでの配信や、画像の磨き上げ、レビュー等を増やす取組を行い、また、在庫管理や事業者との連携、高額寄附者向けの商品開発などが必要と考えておりまして、現在、取組を進めているところでございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 課長が言われましたように、今はインターネットやSNSでの情報を発信することは基本になっている時代です。まずは、知ってもらうこと。その中から土佐清水市に興味を持ってもらい、土佐清水市を調べてもらうようになること、またそこから関わる人が増え、自分事として行動していくようになっていくことが理想と思います。

続いて、ふるさと納税の仕組みです。

ふるさと納税がどのように受けて使われているのかの流れと、また使用用途は、土佐清水市では市長におまかせ事業など5つありますが、それぞれの詳細や寄附額の傾向と、またふるさと納税が増えると、また減るとどうなるのか、そういったことをお聞きをいたします。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

まず、納税からの流れということですので、寄附は通年で受付をしております、寄附があり次第、その都度、一般会計歳入に収入処理を行います。最終的に、1年間の収入の合計額を「土佐清水市ふるさと元気基金」に積み立てをします。

寄附金のこの使用・使途につきましては、この基金を財源に運用しております、寄附者の意向、本市の場合は、議員御案内のとおり5つの事業、この事業に沿って寄附金を使用させていただいております。

寄附金の使途の傾向を申しますと、令和4年度までの本市の寄附総額、約10億5,000万円でございますが、その内訳としましては、ふるさと海・山・川の元気応援事業に、約2億7,000万円、26%。教育環境日本一！事業、約2億円、19%。土佐清水まると元気応援事業、約1億1,000万円、11%。足摺遍路道等保存事業、約1,600万円、2%。市長におまかせ！事業、約4億5,000万円、42%となっております、市長におまかせするという方が多い傾向でございます。

次に、ふるさと納税が増えるとうなるのか、また減るとどうなるかということですが、ふるさと納税によるこの寄附金は、自治体の自主財源となるものであって、財政力の弱い自治体ほど、財源確保の手段として重要な取組と言えまして、本市も同様かと思っております。

寄附額が増えると、当然自主財源が増えることになり、使途の目的の範囲内に限りますが、新規事業やプロジェクトの展開であったり、また、既存事業の継続や拡充に充当ができて、施策や事業展開の選択肢が増えるというふうに考えております。逆に寄附金が減ると、選択肢が減るといふような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 非常に詳細にありがとうございます。

また、こういったふるさと納税が使えることが自主財源が増えていくということにもなりまして、先ほど何回か言いましたほかの市町村の取組で10億円とか20億円とかいうところは非常にそういった形で自主財源が増えているのではということも、武政議員が何度か質問する中で分かったりしておりましたけど、改めてありがとうございます。

ふるさと納税のやはり側面としまして、やっぱり清水の商品を、旬の食材や話題性のある商品を先ほどのSNSやインターネット、テレビや新聞といったメディアを活用しながら土佐清水市というものを知らせてもらう、土佐清水市のファンを増やしていくといった側面と、納税額は自主財源として予算に組み込んでいけるといった側面と大きく2点があるかと思っております。ぜひ今後とも土佐清水市の魅力を全国に発信をし、目標額を2億円という目標額を達成し、発

展していくことを期待しております。

最後に、副市長に御質問いたします。

ふるさと納税が始まって15年ほどたちました。泥谷市政でも様々な取組をされてきたと思います。ふるさと納税の取組、今までの取組を振り返っての所見をお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

ふるさと納税制度は、過疎などにより税収が減少している地域と、都市部との格差を是正し、地方創生につなげることを目的に、国民が自治体を選んで寄附できる制度として、平成20年度に創設されました。全国的に寄附金は増加傾向にあり、総務省によると、令和4年度の寄附総額は、前年度比1.2倍の9,654億円に達し、過去最高を更新しました。

ふるさと納税市場は拡大する一方、寄附額の多い自治体の固定化や、返礼品については「寄附額の3割以下」とするルールがあるものの、いまだに過度な返礼品競争が存在していると言え、本来のふるさと納税の趣旨からすると、制度的な改善余地があるのではないかと思うところでございます。

本市では、平成27年度から令和元年度まで増加傾向にあり、令和元年度には、これまでで最高となる2億4,400万円の寄附を頂きました。しかしながら、その後は減少に転じており、昨年度は、残念ながら4年ぶりに2億円を割る結果となりましたが、これまでの寄附総額は10億円を超え、延べ7万6,000人もの方々より寄附を頂きました。正確な割合はつかんでおりませんが、寄附者の中には、本市出身の方や、本市に御縁のある方のほか、毎年寄附をくださるリピーターの方が多く見られます。改めまして、このような方々とのつながりに感謝し、大切に使用していかなければならないと感じているところでございます。

来月10月から、制度改正後のルールが施行されます。「経費率5割以内の厳格化」と「地場産品基準の改正」が主な内容となっております。これまで通り、ルールの遵守は当然ながら、事業者との連携を強化し、ふるさと納税の増進に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 副市長、どうもありがとうございます。

ふるさと納税のまた制度、いろいろ変更してきていたりすると思いますけども、うまく取り入れて、開始してからの10億円、また7万6,000人以上の寄附の人を、またさらに増やしていけるようにぜひとも頑張っていってもらえたらと思います。

以上で、ふるさと納税の質問終わります。ありがとうございました。

続いて、3つ目の質問です。消防団の現状についてです。

近年、全国各地で地震や大雨などの災害の激甚化、多発化を新聞やニュースなどの報道で数多くお聞きします。改めて申しますが、災害に対しては正しい知識・意識・組織をより高め、充実していくことが強く求められております。

本市でも、6月2日の台風2号に関わる豪雨災害などで大きな被害が出て、危機管理課や消防署員をはじめ、消防団の皆さんにも地域を守るため多大な尽力をいただいたことは、記憶に新しいところです。そういった災害に対する地域防災力を高める上で、より身近で中核的な役割を果たしている消防団の本市の現状と今の取組、今後の展望を聞いていきます。

消防長にお聞きをいたします。土佐清水市の消防団の団員数の推移と定数についてお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

消防団員数の推移ですが、昨今、全国各地で大規模な自然災害等が発生している中、消防団の役割、重要性がますます高まる一方で、実態として、全国的に減少傾向に歯止めがかからない状況が続いております。

本市においても、平成13年度から定数を満たすことができない状況が続き、平成28年には条例定数を444人から425人に引き下げましたが、それ以降も減少は続き、現在では369人と、充足率が87%となっています。

また、年代別では、40代が147人と最も多く全体の34.6%を占め、次に50代の86人、3番目に60代以上が61人で全体の14.4%となっています。一番少ない年代は10代の1人となっており、現在の平均年齢は48.1歳となっています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

私も消防団に入らせていただいて、もう20年近くなりますけども、平均年齢、私、今ちょうど47歳なんですけども、48歳というのは本当に衝撃的ですけども、もう父親が48歳とかのときにはもう辞めちよったがやないかなと思うがですけども。僕も入ってから定数がずっと足りないまんまずっとおったがやないのかなというのをおぼろげに覚えてるんですけど、

数字としてしっかり見せてもらいまして、ありがとうございます。

昨今、消防団員が減少しているということは、もう全国的にもずっとお聞きをしているところであります。恐らく全国の地方で同様なことが起こっておると思いますが、現在の消防団員の多い職種についてと、またそのうち公務員の団員の割合を消防長にお聞きをいたします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

職業別では、多い順から報告させていただきますと、建設業などの商工業が169人で全体の45.8%を占めており、次にサービス業の71人、3番目に一次産業の64人となっています。また、公務員の団員数は、現在51人で全体の13.8%となっています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

それでは、そのうちの女性消防団員、消防団の女性部の団員の数もお聞きをいたします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

現在、女性消防団員は29名おられます。そのうち、消防団本部女性部が22名、消防団員としては7名おり、その7名は28部あるうちの4部に入団しており、全体の7.8%となっています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

女性団員も、僕も本部団員という方に、僕は市場町というところが生まれながですけど、戎町のおばちゃんとかが、お母さんたちが、元気に活動しよったことを思います。

国の消防庁が令和4年の1月18日に出している「消防団の充実強化について」の中で、「女性の入団促進」という項目で、全国には令和3年4月の時点で2万7,317人、前年度より117人が増という消防団員が、女性の消防団が出ております。また、消防団員数も1,668団、前年度より17団増ということで、そのうちの4つに清水もおるということであります。分かりました。

また、消防団の充実強化の中で、消防庁のほうでは、学生の消防団員というのもありましたけども、清水には大学生とかがおりませんので、そこはちょっと難しいかも分かりませんが、女性団員が増えるということは、女性団員の中では、力とかそういったことでは男性に劣ることもあるかもですけども、同性の被災者への声かけや、救急手当の処置、日頃の防災活動等での女性の柔らかなその対応といったのは、各分野で活動で大いに生かされておるというのもその中でありました。ぜひ土佐清水市の消防団でも、女性団員の増加を期待して、定員数が少しでも満たされるようになったらと思います。

それでは、改めてですけれども、消防団はどんな活動をしておるのか、活動の役割について消防長にお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

消防団は、ふだんから地域に密着し、地域防災力の中核を担っている存在であります。団員は、ほかに職業を持つ地域の住民でありながら、災害が起きたときは消防署と連携し、速やかな防衛活動を行い地域の安全を守るのが消防団の大きな役割であります。

また、消防団が対応する災害は火災だけではなく、地震、風水害による被害の軽減や、それらに伴う救助や捜索など、多岐にわたり活動を行っています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 消防長の言われましたように、消防団の活動は非常に多岐にわたると思います。私も初めて20代の頃に出動したとき、消防団で出動やったかですけども、三古倉の避難港の船が大潮で乗り上げていくっていうのを押すっていう仕事を一番最初の出動で味おうたことがありました。これは、ほんまに消防団やけど火消したりとか全然ないがなと思いつつながら、全身ぼったりになって活動したことを覚えております。

消防団の活動は、そういった火災はもちろん豪雨災害、台風での災害等でも、防衛活動というか、地域に根づいていることからこそ、地理や人をよく知った上での防災活動が消防の活動の最もすばらしいところであると私も思います。さらに言えば、消防団は地域に住む若者が、活動を通じて、地域の歴史や文化や人を学び、成長させていく、地域を支える青年に育てていく団体であるということです。

特に土佐清水市では、三崎分団が8月の終わりに盂蘭盆の準備、段取りをされていることとか、ある地区では合同のお祝い事を段取りしたり、冠婚葬祭などで協力をし合ったり、本来の

地域防災を超えて地域の若者の団結を強くさせる、また地域をしっかりと支えていく、そういったこと、側面があることも忘れてはならないことと思います。

ただ、令和に入り、人口減少や、地区に若者が少なくなっていることは、先ほど答弁にありました50代、60代の増加といったことで、消防団にも大きな影響を与えていると思います。それを踏まえた上で、次の質問です。消防長へお聞きします。

消防団員の防災力の向上、日々の訓練についてお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、消防団は地域防災力の中核を担う存在です。地域の防災力を維持するため、消防団員の教育訓練では、基礎知識と技術の習得を目的に初任教養、現任教養などを行い、また、消防学校へは、幹部教養、基礎教育に入校するなど、地域防災力の充実強化を図っております。

各部においても、定期的にポンプや車両などの設備点検を行っており、ふだんから火災や台風などの災害に備えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

消防団員は、署員と違い、ふだんは自分の仕事をしつつ空いた時間を使ってでの防災の活動をしているところが基本ですので、積極的に訓練をしたりというのはなかなか難しいというのは身に染みて思っております。

これは、少し思い出話ですけれども、私は令和元年度10月、いの町で行われます高知県消防操法大会へ、土佐清水市代表で参加をしたことがあります。そのとき、泥谷市長も見に来てもらってよかったですけど、その際に、他の市町村、特に、いの町、仁淀川町、土佐町等の消防団員が物すごい操法技術を披露してくれまして、我々も相当努力をして臨んだつもりでしたが、高知県全体のレベルの高さに圧倒されたことを鮮明に覚えております。高知県の消防操法技術は全国でも屈指の超ハイレベルということをお聞きをしました。

土佐清水市消防団も大変なこととは重々承知の上ですが、来るべき南海トラフの地震や、毎年やってくる台風災害、火災などに対応するための日々の訓練を、個別で、また分団で、全体で、消防署員の皆さんとともに積み重ねていくことが大事だと思います。また、防災力を共に身につける体制、姿勢をしていっていただけたらと思います。

次の質問です。

さきの答弁でもありました消防団員の定員割れの問題等があります。先日9月6日の高知新聞でもお隣の宿毛市で「消防団の詰所を再編、24から7か所へ」という記事がありました。詰所の老朽化や耐震基準適応や、高台へ移転などが重なって、大規模な再編をされるということでした。消防長にお聞きします。

消防団の分団や屯所の統廃合、定数の改正、改定など。また、どのように消防団員を確保、募集をしていくのか、お聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 消防長。

（消防長 宮地直道君自席）

○消防長（宮地直道君） お答えします。

まず、統廃合についてですが、平成11年に土佐清水市消防団・部統合検討委員会を立ち上げ、平成13年から令和3年にかけて、18部あった部を、8部に統廃合し、現在は5分団、28部となっています。また、消防屯所が昭和50年代に建てられ、30年以上経過している屯所も多く、老朽化も進んでいることや、災害対応に備えた設備などが整備されていないこと、さらに南海トラフ地震による津波浸水区域内に既存している消防団屯所が17屯所あり、全体の61%であることから、これらを総合的に見て、高台移転と統廃合の見直しを図る必要があると思います。

次に消防団員の定数改定についてですが、先ほど申し上げたとおり、平成28年に定数を425人に引き下げましたが、やはりこれを満たすことなく現在、369人と減少傾向にあります。しかし、土佐清水市管内には、まだまだ郷土愛護を持った若い方がおられます。ただ減少したから定数を減らすのではなく、逆に定数に近づくような努力も必要ではないかと考えております。現在は、消防団役員との協議も重ね、増員に向けて区長場や、事業所へのポスターの配付、市のホームページや広報への掲載などの取組を行っています。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 答弁いただいたように、私も募集をしっかり行えば土佐清水市にはまだそういった若者がたくさんおられると思います。市内の各事業所に協力を願ったり、市内の学校、中学校、高校への授業で普及活動をしたり、また先ほどの男性のみでなく女性でも活動はできるという消防団、また活動を通じて地域のことを学んだり、仲間との信頼を築いたり、より深い、強い郷土愛を持った活動に当たる、こういったことをきちんと理解してもらい、団員の拡大を図っていくことを強く望みます。

それでは、最後に副市長に質問です。

2013年から泥谷市長が公約の1つである「命を守る」が、消防署員、消防団員、様々な団体がそれぞれに役割を果たしてきたと思います。10年間の泥谷市政の防災について、副市長の総括をお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

防災対策全般について答えさせていただきます。防災対策につきましては、公約の1つであります「命を守る」を基本施策の1つに掲げ、取り組んでまいりました。

まず、南海トラフ地震に備え、集中的な対策の推進につきましては、市長就任後、直ちに危機管理課を設置し、各地域での防災地区懇談会を開催するなど、防災意識の啓発に取り組んだほか、津波避難タワーや防災拠点施設整備等の基盤整備に優先的かつ重点的に取り組み、命をつなぐための防災対策を強力に進めてまいりました。

続きまして、子供の命を守ることを最優先課題と位置づけ、平成27年のきらら清水保育園を皮切りに、下川口保育園、三崎保育園の高台移転を実施するとともに、清水小学校を改築し、地震に強い構造とするなど、既に高台に移転している清水中学校と合わせて地域の宝である子供たちが安心・安全に学ぶ環境整備を行ってまいりました。

また、防災行政無線のデジタル化により、市民への情報伝達をより確実なものとなるよう、命を守る取組を着実に進めてまいりました。さらに三崎、下川口、下ノ加江地区の旧町単位で防災拠点施設の整備を行い、土佐清水総合公園内に物資搬送拠点施設及びヘリポートの整備を行うとともに、高知県により防災備蓄倉庫も整備されるなど、助かった命をつなぐための対策も併せて実施してまいりました。

防災拠点の整備により、今後予想される南海トラフ地震発生時には、地震、津波から市民を守る防災のとりでとしての役割と併せて、地域における自主防災組織活動の取組を通して、住民による相互連携を深めながら防災対策が推進できるものと考えております。

一方、地域防災の中核を担う消防団においては、消防団車両の更新、各分団への災害用資機材の配備、整備などを行い、また、災害発生時には消防団員の活動拠点として役割を果たす地域防災の要となる消防団屯所を平成27年度から7か所の建て替えや改修などを行い、地域防災力の向上に努めてまいりました。また、消防本部には、平成29年4月から緊急消防援助隊の受入れなど、災害時の燃料を確保するため、自家用給油取扱所を整備するなど、防災に関してあらゆる面から取り組んでまいりました。

このように、泥谷前市長の防災施策につきましては、着実に推進できたものと考えておりま

す。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1 番、新谷英生君。

（1 番 新谷英生君発言席）

○1 番（新谷英生君） 副市長、ありがとうございます。

私もずっとお聞きさせてもらいまして、10年間の泥谷市政が取り組んでこられたこと、非常に市民を守る意識で強く取り組まれてきたということを思います。ありがとうございました。消防団のお話は以上です。

ちょっと時間があれですけど、続きまして、休校・廃校、休園・廃園についての質問です。

市の保有財産として様々な建物がありますが、学校施設や保育所施設も市内にはたくさん存在をしております。特に学校施設、保育園施設は地域の文化や、人々と深く関わり、地区住民とともに歩んできた歴史があります。その使われなくなった施設の利活用ができたらといった観点で質問させてもらいます。こども未来課長にお聞きをいたします。

市内の休校・廃校、休園・廃園の数はどのくらいあるかお願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、休校中の学校が8校、休園中の保育園が1園、平成以降の廃校が11校、廃園が14園となっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1 番、新谷英生君。

（1 番 新谷英生君発言席）

○1 番（新谷英生君） ありがとうございます。

非常に人口減少とともに多くの施設が休校等になっているということが分かります。

次の質問です。休校と廃校、休園と廃園の定義、手続について、こども未来課長、お願いします。

○議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

休校・休園とは、一時的に学校や保育園を休止することで、再開することも可能ですが、廃校・廃園はその施設の用途としての利用を廃止することで、学校や保育園ではなくなるという

ことです。

統合後の学校・保育園を休校・休園とし、再開の見込みがなく学校・保育園以外の用途として活用が見込まれる場合に、廃校・廃園としています。

手続としましては、休校・休園については保護者及び関係区長に同意をいただき、教育委員会の議決を経て県に届出を行っており、廃校・廃園については、関係区長に同意をいただき、教育委員会及び議会の議決を経て県に届出を行っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

それでは、この3月に下ノ加江保育園、下ノ加江小学校、幡陽小学校は、その対象になるのかもお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

下ノ加江保育園は休園、下ノ加江小学校、幡陽小学校については休校とするよう手続を進めております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） それでは、その休校、休園等の施設の維持管理をする用務や費用についてをお聞きをいたします。

○議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

休校、休園とした場合、電気、水道は使用可能状態とし、校庭の草刈り、体育館の消防設備点検等を行っておりますので、1施設当たり平均して年間約28万円の維持費がかかっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） 1施設、28万円っていうのが多分毎年ずっとかかり続ける。また、

先ほどあった休校、休園になったところは8施設やったり、1施設やったり、それを掛けた感じで年間どれだけのランニングコストといたしますか、維持がかかっているかというのを考えたら、何かにまた利用ができていったらなという形で、次の質問です。

休校、廃校に限らず維持管理費はかかり続けることになります。地域での学校や保育園は、先ほどもですが、地域とともに歴史を歩んできておりますので、その地域の住民の皆さんとしても非常に寂しいことと思います。維持費もかかり続けることなら、少しでも空いた施設が利用されていくことが望ましいと思いますが、市長不在のときでお答えは難しいかとは思いますが、こども未来課長へお聞きをいたします。

文部科学省がしている「みんなの廃校」プロジェクトというのを利用して、休校、廃校等活用していけないかをお聞きいたします。

○議長（作田喜秋君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、休校中の校舎のほとんどは耐震性がなく、耐震性がある校舎については避難場所に指定されているなどの理由から、これまで「みんなの廃校」プロジェクトの利用はしておりません。新たな休校施設の活用については、地区との協議も必要となっておりますので、プロジェクトの利用については、今後、本市にどのようなメリット、デメリットがあるか研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君発言席）

○1番（新谷英生君） ありがとうございます。

耐震性がないということが分かります。耐震性がない建物ということですが、お聞きをしよう中で、耐震性がないかも分かんませんが、その体育館等が避難場所になっておったりとかいうようなことの、そういったちょっとした矛盾的なこともあると思いますので、先ほど答弁いただいたように、また研究していただいて、また新しい市長とまたそういった空いた施設、利用できそうな施設、かかり続ける維持費のこともありますし、何とかうまく使えたらええなと思いつつ、また民間の力を利用してとかいうきれいな言葉もありますけど、やっぱり各地区で民間の力といいますか、地区の力も年々ちょっと人口が減ったり、若者がおらなくなったりっていうこともありますので、そういったよそから来るような力というか、そんなのも利用して、今の空いた施設を有効利用ができるようになっていうのを望みます。

よく清水でも聞きますけど、子供を遊びに行かす所がないっていうのを僕も自分が子育てを

していたときも痛感しておりましたし、私自身も雨が特に降ったときに子供を連れていくところがないっていったそういった場合に、休校の体育館が使えるのか、休園のホールが使えるのか、そういったところは、また研究をしていかなきゃとは思いますが、そんなところで、子育てがしやすかったり、そういったのもまた併せて考えていってもらえたらと思います。

それでは、通告の質問は全て私、終了いたします。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これをもって延会いたします。

明9月21日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時7分 延 会